

# 開發許可技術的指導基準

平成 8 年藤枝市告示第 9 号

# 第1章 総則

## 第1 趣旨

開発許可制度は、無秩序な市街化を防止し、宅地に対しての一定の水準の公共施設を備えた計画的で秩序ある市街化を促進することを目的としている。

この開発許可技術的指導基準は、こうした目的を達成し、市民が快適で住みよい生活環境を確保するとともに、本市の健全な発展を図るため、藤枝市開発行為等事務処理要領第6の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 予備的調査

開発行為をしようとする者（以下「開発者」という。）は、開発計画の立案に先行して開発区域及びその周辺について、次に掲げる事項について予備的に調査を行うものとする。

### 第1 基本的な調査事項

- (1) 権利関係等
- (2) 地形及び地盤の性質等
- (3) 埋蔵文化財、保護文化財等
- (4) 風向、日照条件等の自然的条件及び植生（植生の調査については、必要に応じて実施すること。）

### 第2 都市計画等に関する事項

- (1) 市街化区域、市街化調整区域の区域区分及び用途地域、準防火地域等の地域地区並びに地区計画
- (2) 都市施設（道路、公園、緑地、河川、下水道等の施設）、市街地開発事業その他都市計画に関する事項
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に関する事項（次に掲げる事項を除く。）
- (4) 建築協定に関する事項

### 第3 道路に関する事項

- (1) 開発区域周辺の道路（(3)に掲げる道路を除く。）の位置、幅員、形状、利用状況等
- (2) 道路境界の査定状況等
- (3) 開発区域外の接続道路の規模、構造及び能力
- (4) 道路改修計画
- (5) 道路管理者に関する事項

### 第4 排水施設に関する事項

- (1) 現況の排水施設（河川、水路、下水道等）の位置、規模及び能力
- (2) 河川、水路その他排水施設用地の査定状況等
- (3) 雨水の集水区域及び流水状況
- (4) 公共下水道計画

- (5) 河川改修計画
- (6) 排水施設の管理者及び水利権者に関する事項

## 第 5 公園施設に関する事項

- (1) 街区公園、近隣公園その他の都市公園の利用区分による公園の種別、配置、規模及び整備状況

- (2) 公園等の利用状況及び設置距離

## 第 6 公益的施設に関する事項

- (1) 教育施設、医療機関、官公庁及びサービス施設の配置の状況
- (2) 電気、都市ガス、ごみ焼却場等の整備状況及び供給処理能力
- (3) バス、鉄道等の輸送機関
- (4) (1)から(3)までの施設等の規模及び利用状況

## 第 7 給水施設に関する事項

- (1) 給水施設の位置、形状及び寸法
- (2) 給水区域、給水人口、給水量及び利用状況
- (3) 給水施設の管理者に関する事項

## 第 8 消防施設に関する事項

消防水利として指定されている防火水槽、消火栓、プール、河川、池、井戸等の位置及び能力

## 第 9 農地に関する事項

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 227 号）に基づく手続等
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）が適用される地域の有無について
- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業の施行地域

## 第 10 森林法（昭和 34 年法律第 249 号）に関する事項

- (1) 保安林設定地域
- (2) 造林補助対象地域

## 第 11 その他の調査事項

- (1) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）の適用の有無
- (2) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地域
- (3) 建築基準法及び静岡県建築基準条例（昭和 29 年静岡県条例第 8 号）に基づく災害危険区域、がけ近接、日照、接道等
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に

基づく急傾斜地崩壊危険区域

- (5) 地すべり防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害特別警戒区域
- (7) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく規制
- (8) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく規制
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく規制
- (10) その他関係法令等に関する事項

第 12 調査資料の提出

第 1 から第 11 までの予備的調査について、市長の求めに応じ、その調査資料を提出するものとする。

# 第3章 許可基準の概要と基本方針

## 第1 許可基準の要旨

### (1) 市街化区域内の開発

優先的かつ計画的に市街化の促進を図る区域であるので法第33条の基準に適合すれば許可される。

### (2) 市街化調整区域の開発

非効率的な公共投資を避けるため当面市街化を抑制する区域であるが、法第34条の各号に適合し、かつ、法第33条の基準を満足すれば許可される。

## 第2 法第33条の開発許可基準と適用条項

### (1) 開発目的による適用条項

法第33条第1項各号	基準内容	基準の概要	自己用				その他		
			住宅	業務用建築物	第1種特定工作物	第2種特定工作物	建築物	第1種特定工作物	第2種特定工作物
第1号	用途地域への適合	住居・商業・工業等用途地域に予定建築物の用途が適合していること。	○	○	○	○	○	○	○
第2号	道路、公園等の公共の用に供する空地（以下「公共空地」という。）	道路幅員は原則6m以上（やむを得ない場合は4m以上） 9m以上は歩車道が分離されていること。 ■政令25条、省令20条、20条の2、24条 公園は3,000m <sup>2</sup> 以上の開発に3%以上とする。 ■政令25条、省令21条、25条		○	○	○	○	○	○
第3号	排水施設	開発区域の排水は、雨水及び汚水を有効に排水できるよう設置すること。 ■政令26条、省令22条、26条	○	○	○	○	○	○	○
第4号	給水施設	開発区域で想定される需要に支障をきたさないように設置すること。		○	○	○	○	○	○
第5号	地区計画等	地区計画などが定められている場合はこの計画に適合していること。	○	○	○	○	○	○	○
第6号	公共施設、公益的施設	周辺の環境の保全及び開発区域の利便が図られるよう、公共・公益的施設などの用途の配分がされていること。 ■政令27条					○	○	○
第7号	防災、安全措置	軟弱地盤、がけ崩れなどの土地は地盤改良、擁壁などの安全な措置がされていること。 ■政令28条、省令23条、27条	○	○	○	○	○	○	○
第8号	災害危険区域等の除外	開発区域内に、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域が含まれていないこと。					○	○	○

第 9 号	樹木の保存、表土の保全	開発区域が1ha以上に適用される。 植物の成育確保のため、樹木の保存、表土の保全を行うこと。 ■政令28条の2、省令23条の2	<input type="radio"/>						
第 10 号	緩衝帯	開発区域が1ha以上に適用される。 騒音、振動などの環境悪化の防止上必要な緑地帯などの緩衝帯を設けること。 ■政令28条の3、省令23条の3	<input type="radio"/>						
第 11 号	輸送施設	開発区域が40ha以上に適用される。 道路、鉄道などの輸送の便などからみて支障がないこと。 ■政令24条	<input type="radio"/>						
第 12 号	申請者の資力信用	自己用開発は1ha以上に適用される。 申請者に当該工事に必要な資力と信用があること。		<input type="radio"/>					
第 13 号	工事施工者の能力	自己用開発は1ha以上に適用される。 工事施工者に当該工事を完成させることの能力があること。		<input type="radio"/>					
第 14 号	関係権利者の同意	開発行為の施行又は工事を実施しようとするとき、その妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。	<input type="radio"/>						

#### 備考

- 1 「自己用の住宅」とは、開発行為を施行する主体が自らの生活の本拠として使用することをいう。したがって、次に掲げるもの等は該当しない。
  - (1) 会社が従業員のために行う寮、社宅の建設
  - (2) 組合が組合員に譲渡するために行う、住宅の建設
  - (3) 別荘の建設
- 2 「自己用の業務用建築物、第1種特定工作物又は第2種特定工作物」とは、当該建築物又は特定工作物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われる次に掲げるもの等をいう。
  - (1) 研究所・研修所
  - (2) ホテル・旅館
  - (3) 結婚式場
  - (4) 会社自ら建設する工場及び工場事務所内の福利厚生施設（寮及び社宅は含まない）
  - (5) 中小企業等協同組合が設置する組合員の事業に関する共同施設
  - (6) 保険組合、共済組合が設置する宿泊施設、レクリエーション施設
  - (7) モータープール（管理事務所のあるもの）
  - (8) 学校法人の建設する学校
  - (9) コンクリートプラント
- 3 「その他」の場合とは、企業等が分譲のために宅地造成を行う場合等のように、他人に譲渡又は使用させることを目的とした開発行為であり、次に掲げるもの等をいう。
  - (1) 分譲、賃貸のための住宅、事務所、工場、車庫、倉庫、店舗
  - (2) 貸コンクリートプラント
  - (3) 分譲、賃貸のための墓園
- 4 ○印は、適用するものを表す。

#### (2) 開発目的による基準の適用区分

- ア 自己用とその他が併存する開発行為においては、その主たる使用形態により、自己用又はその他として取り扱うこととする。
- イ 同一棟で自己用又はその他が併存する開発行為は、面積の多少にかかわらず

ず、その他として取り扱うこととする。

### 第3 公共空地等の配置計画

- (1) 良好的な市街地の形成を図るため、公共空地等が効率的に配置されていること。
- (2) (1)の場合において、開発区域又はその周辺について、道路、公園、下水道等に関する都市計画が定められているときは、公共空地等の配置計画が当該都市計画に適合していること。

### 第4 公共施設及び公益的施設の配置

公共施設及び公益的施設（学校、幼稚園、保育所、図書館、病院、駐在所、消防署、公園、レクリエーション施設等をいう。）は、一定の基準でバランスよく配置されていること。

## 第4章 公共空地の適正な配置

### 第1節 公共空地配置の基本方針

公共空地は、次の表の留意点に基づいて、開発者が法第33条第1項第2号イからニまでの事項に応じて具体的に政令及び省令で定められた基準により設置を行うものとする。

留意点	関連施設の整備の方針
環境の保全	(1) 適正な街区構成とすること。 (2) 適正な道路、公園及び緑地の配置とすること。 (3) 適正な建築容積と道路幅員を確保すること。 (4) 上下水道施設を完備すること。
災害の防止	(1) 避難路及び緊急車（消防、救急等）の通行を確保すること。 (2) 必要な消防水利を確保すること。 (3) 雨水排水施設を完備すること。
通行の安全	(1) 歩車道の分離、歩行者専用道路等適正な道路の構造とすること。 (2) 街路灯を設置すること。
事業活動の効率	必要な道路の幅員を確保すること。

### 第2節 街区計画

#### 第1 街区の形態

- (1) 街区の大きさは、予定建築物の用途並びに敷地の規模及び配置を考慮して定めること。
- (2) 住宅地における街区の長辺は80メートル以上120メートル以下を、短辺は30メートル以上50メートル以下を標準とし、日照を阻害することのないよう配置すること。
- (3) 一区画の奥行は、間口の3倍未満となるよう努めること。
- (4) 各区画は道路に3メートル以上接すること。
- (5) 区画の配列は、1街区2列とすること。

#### 第2 幹線道路に接する街区

街区の短辺は、連続して幹線道路に接しないこと。

#### 第3 一区画の面積

- (1) 戸建住宅の街区を形成する一区画の宅地面積は、次の表のとおりとすること。

用途地域の区分	一区画の面積	
市街化区域	第1種低層住居専用地域及び 第2種低層住居専用地域	(1) 最低限度が定められている場合は、最低敷地以上 (2) 最低限度が定められていない場合は、おおむね 200 m <sup>2</sup> 以上
	上記以外の用途地域	100 m <sup>2</sup> 以上
市街化調整区域		おおむね 200 m <sup>2</sup> 以上

(2) 「おおむね 200 m<sup>2</sup>以上」とは、全宅地数の 60 パーセント以上が 200 平方メートル以上で、区画の最小面積が 165 平方メートル以上のものをいう。

#### 第4 地区計画への協力等

隣保区を形成する規模以上の住宅団地の開発については、地区計画への協力又は建築協定及び緑化協定の締結をすること。

### 第3節 道路計画

#### 第1 道路の基本計画

- (1) 開発区域内の道路の配置は、都市計画道路が定められている場合はその計画に適合すること。
- (2) 開発区域の周辺に都市計画道路がある場合は、それに接続できるよう配慮すること。
- (3) 開発区域内の道路は、当該区域内の交通を支障なく処理できるよう計画されていること。
- (4) 開発区域内の道路は、開発に起因して発生する交通によって開発区域外の道路の機能を損なうことなく、開発区域外の道路と一体となって機能が有効に發揮されるよう計画されていること。

#### 第2 道路の設計方針

開発行為によって設置される道路は、藤枝市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 20 日条例第 43 号）及び道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）（以下「道路構造条例等」という。）に適合した設計とすること。

#### 第3 道路区分等

##### 1 道路区分

開発区域内における道路の計画に当たっては、発生交通量及び交通施設等の交通計画を勘案して、次に掲げる道路の区分に応じて定める基準により設計するものとし、細部については道路管理者と協議すること。

- (1) 幹線道路  
開発区域内の道路の骨格となり区域内外の相互連絡をとる道路
- (2) 主要区画道路  
街区相互を連絡する道路
- (3) 区画道路  
開発区域内の区画構成の基本となり、専ら区画への沿道サービスを目的とする道路
- (4) 歩行者専用道路又は自転車専用道路  
専ら歩行者又は自転車の通行の用に供する道路。ただし、この道路は予定建築物の敷地が接する必要のある場合の道路には含まれない。

## 2 道路の構造基準

1 の道路区分に応じて定める基準は、次の表のとおりとする。

道 路 の 区 分	道 路 構 造 条 例 等 の 基 準			
	標準幅員 (m)	計画交通量 (台／日)	設計速度 (km／h)	種別 級別
幹 線 道 路	12.0 以上	4,000 以上 ～10,000 未満	60、50 又は 40	4 種 2 級 又は 3 級
主要区画道路	9.0 以上	500 以上 ～4,000 未満	50、40 又は 30	4 種 3 級 又は 4 級
区 画 道 路	6.0 以上	500 未満	40、30 又は 20	4 種 4 級
歩 行 者 専 用 道 路	2.0 以上			
自 転 車 専 用 道 路	3.0 以上			

## 第 4 幹線道路網等の設置

### (1) 幹線道路の配置

開発区域内の各敷地は、いずれかの幅員 12 メートル以上の道路（開発区域の道路を含む。）から 250 メートル以内の距離に配置されるよう努めること。

### (2) 通過交通の排除

主要区画道路及び区画道路は、通過交通が入り込まないような配置とすること。

## 第 5 区域外道路との接続

### (1) 幅員

開発区域内の主要な道路は、その幅員を勘案して次の表に掲げる規定値以上

の幅員を有する道路に接続していること。ただし、周辺の土地利用の状況により交通上支障がないと判断できる場合には、道路管理者及び公安委員会との協議により、特例値まで縮小することができる。

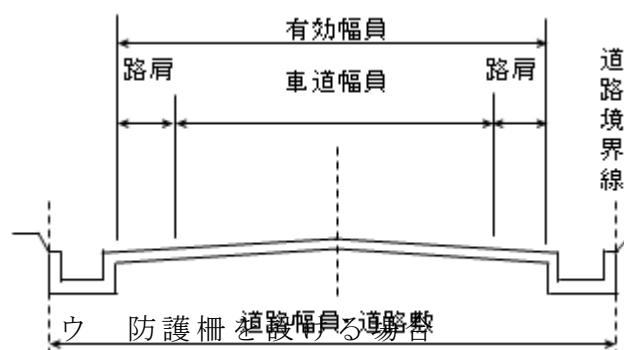
開発行為の目的	道路の有効幅員	
	規 定 値	特 例 値（開発区域が 1ha 未 満）
住宅用の開発	6.5 m	藤枝市立地適正化計画における居住誘導区域内の開発において面積が 3,000 m <sup>2</sup> 未満かつ接続道路の交通量が概ね 500 台／日未満
		4.0 m
		上記以外の市街化区域
		5.0 m
その他の開発	9.0 m	藤枝市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針における対象エリアの開発において一方が幅員 6.5 m 以上の道路に接続する場合、他の接続道路の交通量が概ね 500 台／日未満
		4.0 m
		上記以外の市街化調整区域
		6.0 m
その他の開発	9.0 m	6.5 m

備考 住宅用の開発における特例値については、開発区域が接する部分をセットバック等により原則 6.0m 以上の有効幅員を確保すること。

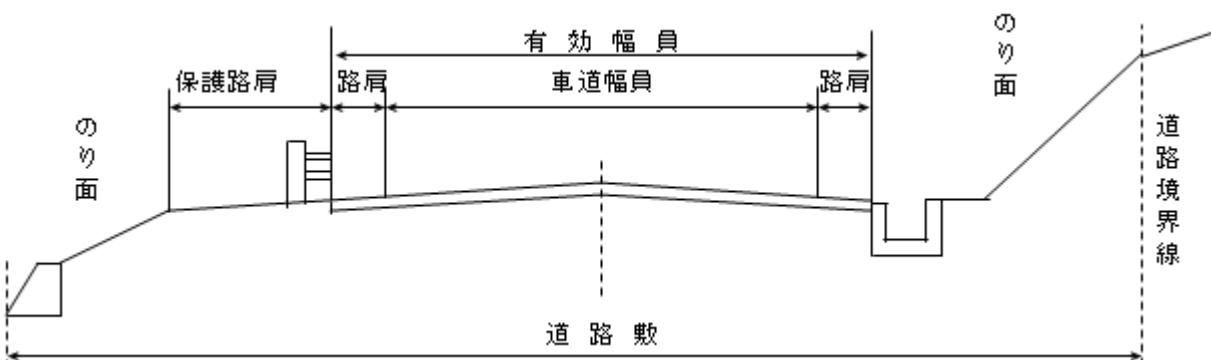
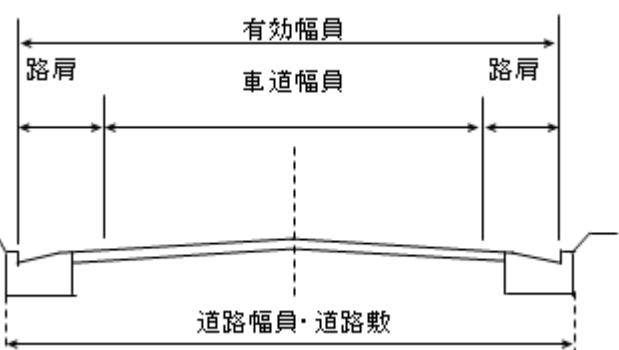
## (2) 幅員構成

幅員の構成及び各部分の名称を示せば次の図のとおりである。この場合において、有効幅員とは車両通行上支障がない幅員をいう。

ア U型側溝の場合



イ L型側溝の場合



### (3) 幅員の特例

側溝用蓋（輪荷重を受けるもの）を設けた場合には、車道に影響を与えない場合に限り当該側溝幅を有効幅員に含むものとする。

## 第6 敷地が接する道路の幅員

1 予定建築物等の敷地が接する道路の幅員は、次の表に定める数値以上とすること。ただし、敷地の規模や予定建築物の用途により相当な交通量が見込まれる場合は、道路管理者及び公安委員会との協議により決定する。

この場合において、当該道路の延長は開発区域から交通上支障のない街路までの区間とする。

種 別	道 路 有 効 幅 員			
	自動車（二輪車を除く。）が出入りする主たる出入口が設けられる道路の幅員	自動車（二輪車を除く。）が出入りする従たる出入口が設けられる道路の幅員	その他の出入口が設けられる道路の幅員	
藤枝市立地適正化計画における居住誘導区域内において開発区域の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 未満の住宅用の開発行為で開発区域内に延長 120m以内の通り抜け可能な道路若しくは延長 70m以内の袋路状道路を新設する開発行為	5.0 m	5.0 m	4.0 m	
上記以外の住宅用の開発行為及び開発区域の面積が 1,000 m <sup>2</sup> 未満の住宅用以外の開発行為	6.0 m	6.0 m	4.0 m	
その他の開発行為	開発区域の面積が1ha以上、または、予定建築物の床面積が 1,500 m <sup>2</sup> を超えるもの	9.0 m	6.0 m	4.0 m
	開発区域の面積が1ha未満であって、予定建築物が劇場、映画館、演芸場、集会場、体育館、ボーリング場、水泳場、スポーツ練習場又は遊技場（次項において「劇場等」という。）の用途に供する建築物で、その床面積が 1,500 m <sup>2</sup> 以下のもの	9.0 m	6.0 m	4.0 m
	開発区域の面積が1ha未満であって、予定建築物が劇場等以外の用途に供する建築物であってその床面積が 1,500 m <sup>2</sup> 以下のもの	6.5 m	6.0 m	4.0 m

2 1 の後段の規定にかかわらず、都市計画に定めた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域の周辺の道路状況によりやむを得ないと認められる限度において、その区間を減少させることができる。

3 区画整理区域における開発行為にあっては、当該区画整理事業の道路計画に適合した道路幅員となる開発計画とすること。

4 1 の表に規定する主たる出入口が設けられている道路幅員について、通行上支障のない小区間にについては 6 m とする。

5 令第 25 条第 2 号「ただし書」により、1 の基準が緩和される場合がある。

## 第7 道路の構造

道路の構造は次のとおりとする。

### (1) 歩車道の分離

幅員9メートル以上の道路は、歩道と車道を分離すること。また、通園又は通学路となる道路には歩道を設けるよう努めること。

### (2) 歩道の構造

#### ア 歩道の幅員

歩道の幅員は、原則として2.5m以上（路上施設帶最小値0.5mを含む。）、自転車歩行者道の幅員は原則として3.5m以上（路上施設帶最小値0.5mを含む。）を標準とすること。

#### イ 歩道の構造

歩道は、縁石、防護柵等によって車道から分離すること。また、車両乗り入れの箇所の舗装厚は車道と同等以上とすること。

#### ウ 交差点

交差点の歩道については、幼児車、身障者車いす、自転車等の通行に支障のない構造とすること。

#### エ 植樹帯

(ア) 歩道に街路樹を植樹する場合の歩道の幅員は、3.5メートル以上を標準とし、植樹ます等を設ける構造とすること。

(イ) 中高木の植樹間隔は、8メートルを標準とすること。

(ウ) 樹種については、道路管理者と協議すること。

### (3) 道路の舗装等

#### ア 車道及び歩道は、舗装すること。

イ 車道の舗装は、道路を通行する自動車の種類及び交通量、路床の状況、気象状況等を勘案し、交通荷重に耐え、安全かつ円滑な交通を確保し得る構造とすること。

ウ 開発区域内の道路を開発区域外の未舗装道路に接続する場合には、その取り合い部分から開発区域外に向けて10メートル以上の区間を舗装すること。

### (4) 横断勾配

ア 車道路面の横断勾配は、路面の排水に対して十分であるとともに、交通車両の走行に対して安全かつ支障のないものとすること。

イ 車道路面の横断勾配は、片勾配とする場合を除き1.5パーセント以上2.0

パーセント以下とすること。

ウ 歩道又は自転車道等の横断勾配は、2.0 パーセント以下とすること。

(5) 道路の排水施設

道路には、雨水等を有効に排出するために必要な側溝等の施設を設けること。

(6) 道路の縦断勾配

ア 道路の縦断勾配は、道路の区分及び設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができます。

道路の区分	設計速度 (km/h)	縦断勾配 (%)	
第4種	60	5	7
	50	6	8
	40	7	9
	30	8	10
	20	9	11

イ 縦断勾配変化点には、所要の縦断曲線を設けること。

ウ 開発区域内で幹線道路をその他の道路と接続する場合には、幹線道路の縦断勾配を変化させないこと。

エ 合成勾配については、道路構造条例等に準じること。

(7) 階段道路

道路は、階段状でないこと。ただし、次の表に掲げる構造の道路であって、専ら歩行者の通行の用に供し、通行の安全上支障がなく、かつ、消防活動を阻害しないと認められる場合には、この限りでない。

けあげ	15 cm 以下
路面	30 cm 以上
踊り場	高さ 3 m 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の水平部分を設けること。
手すり	歩行者の安全のため必要に応じ設けること。

(8) 袋路状の道路

ア 道路は袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は避難通路が設けられている等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。なお、道路

の延長が35mを超える場合は、必要に応じ転回広場を設置すること。

イ 道路は、その終端を開発区域まで延ばすこと。ただし、開発区域境が河川、がけ等に接し地形上指定道路を延長することが不可能な場合、藤枝市立地適正化計画における居住誘導区域内及び藤枝市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針における対象エリアの開発において既に宅地等として利用されている場合又は周辺の土地利用の状況によりその必要がないと認める場合は、この限りでない。

#### (9) 道路の交差点

ア 道路の平面交差点の交差角は、直角又は直角に近い角度で交差させることとし、食い違い4差路及び5差路以上の交差点を設けてはならない。

イ 区画道路の交差点は、原則として直角に近い3差路（T型交差点）とすること。

ウ 交差点の取付部及び前後の交通安全上必要な区間の縦断勾配は、2.5パーセント以下とし、縦断曲線の頂部又は底部付近に交差点を設けてはならない。

(10) 道路交差点の隅切り

道路交差点の隅切りの長さは次の表を標準とすること。

道路幅員	30m	20m	15m	12m	10m	8 m	6 m	4 m
30 m	10	10	8	6	5			
	12	12	10	8	6			
	8	8	6	5	4			
20 m	10	10	8	6	5	5	3	
	12	12	10	8	6	6	4	
	8	8	6	5	4	4	3	
15 m	8	8	8	6	5	5	3	
	10	10	10	8	6	6	4	
	6	6	6	5	4	4	3	
12 m	6	6	6	6	5	5	3	
	8	8	8	8	6	6	4	
	5	5	5	5	4	4	3	
10 m	5	5	5	5	5	5	3	3
	6	6	6	6	6	6	4	4
	4	4	4	4	4	4	3	3
8 m		5	5	5	5	5	3	3
		6	6	6	6	6	4	4
		4	4	4	4	4	3	3
6 m		3	3	3	3	3	3	3
		4	4	4	4	4	4	4
		3	3	3	3	3	3	3
4 m					3	3	3	3
					4	4	4	4
					3	3	3	3

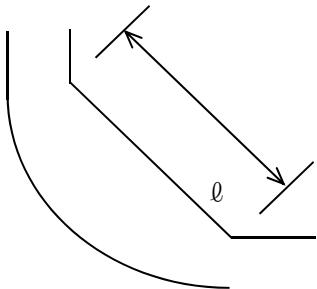
備考

- 1 上段は、交差角 90 度前後の場合の隅切りの長さを示す。
- 2 中段は、交差角 60 度前後の場合の隅切りの長さを示す。
- 3 下段は、交差角 120 度前後の場合の隅切りの長さを示す。
- 4 表内の隅切りの長さの単位はメートルとする。

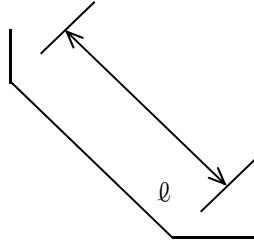
### (11) 隅切りの方法

隅切りの方法は次の図を標準とする。

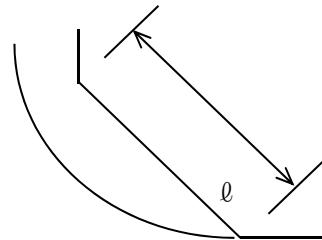
ア 歩道のある場合



イ 歩道のない場合



ウ その他



$\ell$  : (10)の表に示す隅切りの長さ

### (12) 交通安全施設の設置

ア 道路には通行の安全を確保するため、次に掲げる道路の区間には原則として防護柵を設置するものとする。

(ア) 路面側の高さが、擁壁部で2メートル、土羽部で3.5メートルをそれぞれ超える区間

- (イ) 道路が池沼、河川、水路等に近接している区間で必要と認められる区間
- (ウ) 道路が鉄道又は他の道路と5メートル以内に近接して並行する区間
- (エ) 4パーセントを超える下り勾配の道路で、必要と認められる区間
- (オ) 橋りょう、高架等の前後又は橋脚等の付近で特に必要と認められる区間
- (カ) 歩行者等を車両から保護するために必要な区間
- (キ) 歩行者の横断防止のために必要な区間
- (ク) 歩行者等の路外への転落を防止するために必要な区間

イ 防護柵等の構造及び設置方法については、「防護柵の設置基準・同解説」((社)日本道路協会)に準拠すること。

ウ 道路の幅員構成に応じて、センターライン、外側線の設置を行うこと。

エ ア及びウに掲げる防護施設のほか、がけ、水路に接している場合又は屈曲部には、カーブミラー、照明灯等の適当な安全施設の設置について道路管理者と協議すること。

### (13) 道路構造物

ア 道路の両端には、道路側溝を設けること。

イ 側溝を有蓋とするときは、10メートルごとにグレーチングを設けること。

ウ L型側溝については、道路合成勾配により適切な間隔で集水ますを設けること。

エ イ及びウの規定にかかわらず、側溝の屈曲部にはグレーチング又は集水ますを設けること。

オ 道路の横断構造は、原則として、暗きよとすること。

カ 排水施設の合流点は、雨水及び汚水が有効に排水できる構造で設けられていること。

#### (14) 電柱及び電話柱の設置

ア 電柱、電話柱及びその支柱、支線等の支持物を設置するときは、あらかじめそれらの管理者と協議の上、道路敷以外に設置位置を定めること。ただし、あらかじめ道路管理者の承諾を得た場合にはこの限りでない。

イ アにより定めた建柱位置に擁壁等の構造物がかかる場合は、あらかじめ電柱等が設置できる構造とすること。

### 第4節 公園等計画

#### 第1 公園等の規模の一覧表

(1) 土地の分譲を目的とした開発行為における、公園等の規模は次の表に定めるところによる。

開発区域面積	公園等の種別	公園等の総面積	内 容
0.3 ha 以上 ～ 5 ha 未満	公園	3 %以上	公園の面積は、150 m <sup>2</sup> 以上で、1か所程度とすること。
5 ha 以上 ～ 20 ha 未満	公園	3 %以上	1か所 300 m <sup>2</sup> 以上（そのうち1,000 m <sup>2</sup> 以上の公園を1か所以上）
20 ha 以上	公園	3 %以上	1か所 300 m <sup>2</sup> 以上（そのうち1,000 m <sup>2</sup> 以上の公園を2か所以上）

(2) (1)以外の開発行為における、公園等の規模は次の表に定めるところによる。

開発区域面積	公園等の種別	公園等の総面積	内 容
0.1 ha 以上 ～ 5 ha 未満	公園 緑地 広場	6 %以上	種別、箇所数等については、別途協議すること。
5 ha 以上 ～ 20 ha 未満	公園 緑地 広場	6 %以上	種別、箇所数等については、別途協議すること。
20 ha 以上	公園 緑地 広場	6 %以上	種別、箇所数等については、別途協議すること。

#### 備考

1 1 ha 未満の(1)の開発において開発区域の全域が都市公園等（その他公園及びふれあい広場を含む。）の敷地境界から半径 500m以内にある場合、公園

を設けないことができる。

- 2 中心市街地活性化基本計画の計画区域で土地区画整理事業の施行区域内の開発にあっては、公園等の種別は緑地又は広場とし、その総面積の2分の1まで屋上又は壁面緑化等とすることができる。

## 第2 公園の位置

### (1) 位置

公園用地の選定にあたっては、開発計画に基づき、公園の機能を有効に發揮できるよう公園の区分に応じて位置を選定すること。

### (2) 誘致距離

公園の誘致距離は、次の表に掲げる値を標準とする。

区分	誘致距離	公園面積
幼児公園	100 m	0.05 ha
街区公園	250 m	0.25 ha
近隣公園	500 m	2.0 ha
地区公園	1,000 m	4.0 ha

備考 「誘致距離」とは各公園間の距離ではなく、各敷地から公園に至るまでの距離をいう。

### (3) 地形

ア 公園の形状は著しく狭長又は屈曲してはならない。

イ 公園は平坦地であること。

### (4) 安全施設

ア 公園の境界は、フェンス又は植樹帯を設けること。

イ 面積が1,000平方メートル以上の公園には2か所以上の出入口を設けること。

ウ 出入口は管理車両の出入り可能な構造とし、幅員は2.5メートル以上で、車止めを設置すること。

エ 公園と道路との出入口に段差がある場合は、次の構造とすること。

(ア) スロープを設け、その勾配は8パーセント以下とすること。

(イ) 出入口には踊り場を設けること。

(ウ) スロープ及び踊り場は、コンクリート等の舗装とすること。

## (5) 遊戯施設

遊戯施設は、公園の規模に応じて砂場、スベリ台、ブランコ、ベンチ、シーソー、ジャングルジム等安全性の高いものを配置すること。

## (6) 植栽計画

ア 緑陰と景観を考慮し、公園内が見透かし可能な適度の植栽を行うこと。

イ 境界に接する植栽にあっては、将来の樹木の成長を考慮した樹種の選定を行い、必要な後退距離を設けること。

ウ 植栽に際しては、土壤改良及び支柱の設置を必要に応じて行うこと。

## (7) 排水施設

雨水等を有効に排水できる施設を設けなければならない。排水溝を設ける場合、内幅 24 センチメートル以上の有蓋側溝とし、10 メートルごとにグレーチングを設置すること。

## (8) 便益施設

ア 公園内にはその規模にかかわらず、給水施設を設置すること。

イ 300 平方メートル以上の公園には、便所及び照明灯を設置すること。

ウ 花と緑の課と協議の上、その土地にふさわしい公園名を定め、出入口に園名板を設置すること。

## 第 3 緑地

### (1) 植栽本数は次の表を標準とすること。

緑地面積 100 m<sup>2</sup>あたり

	植栽時の樹高	本 数
高 木	3.0m 以上	2 本
中 木	1.5m 以上	4 本
低 木	0.3m 以上	80 本

(注) 高木、中木及び低木のいずれも上表右欄の密度を満たすこと。

### (2) 緑地の場所は外周を優先させること。

### (3) 芝付けのみの緑地としないこと。

### (4) 緑地の維持管理が容易にできるものとすること。

### (5) 緑地帯幅は 0.5 メートル以上とすること。

### (6) 樹種については、別途花と緑の課と協議すること。

### (7) 土地利用計画地から 1.5 キロメートルの範囲にナシ栽培地が存在する場合、

ナシ栽培への赤星病被害防除のため、植栽計画において、カイヅカイブキ、ハイビャクシン、直立ヒバ、ネズミサシ等のイブキ類、ビャクシン類は除外すること。

#### 第4 調整池との兼用

やむを得ず公園又は緑地と調整池を兼ねる場合には、たん水する面積は公園又は緑地の面積のおおむね2分の1以内とすること。なお、樹木等により調整容量が不足することのないよう考慮すること。

### 第5節 消防施設計画

#### 第1 消防水利の基準

##### (1) 消防水利の種別

消防法（昭和23年法律第186号）第20条第1項の規定により、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）に基づき、次に適合する防火水槽及び消火栓を設置の基準とする。

ア 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

イ 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の水道の本管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一辺が180メートル以下となるよう配管されている場合は、直径75ミリメートル以上の水道の本管とすることができます。

##### (2) 消防水利の配置

ア 開発区域から消防水利に至る距離が、市街地又は密集地にあっては次の表に示す数値以内となるように配置し、市街地又は密集地以外の地域にあっては140メートル以内になるように配置すること。

用途地域	配 置 の 基 準
近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	100 m
その他の地域	120 m

イ 設置する消防水利施設は、原則として消火栓又は防火水槽とし、開発区域の面積が5,000平方メートル以上の場合には、防火水槽を50,000平方メートル以下ごとに1個以上設置するものとする。ただし、消防水利施設の設置

の状況により、消火栓でもよいものとする。

### (3) 消防水槽の構造

ア 防火水槽は、「消防施設強化促進法」（昭和 28 年 7 月 27 日法律第 87 号）の規定に基づき「国が行う補助の対象となる消防施設の基準額」（昭和 29 年 5 月 10 日総理府告示第 487 号）第 3 条防火水槽の規格に基づくものであること。なお、蓋は志太広域事務組合志太消防本部（以下「消防本部」という。）指定の製品を使用すること。

イ 消火栓は、原則として地下式とし、藤枝市及び消防本部が採用している規格のものであること。

### (4) 防火水槽の用地

防火水槽の用地を防火水槽専用用地とする場合には、その敷地境界に境界杭を設け、用地を明確にすること。

## 第 2 消防活動空地の確保

開発区域内の道路又は開発区域外の既存の道路と予定建築物（階数が地上 3 階以上のものに限る。）との間隔が 5 メートルを超える場合は、次の基準により消防活動用空地を確保すること。ただし、当該予定建築物において、2 方向避難路が確保される構造のものであるときはこの限りでない。

### (1) 空地面積

はしご車架ていのため、予定建築物の外壁面から 5 メートル以内に、はしご車が近接できる幅 6 メートル長さ 12 メートル以上の消防活動用空地を確保すること。

### (2) はしご車の活動空間

はしご車の消防活動用空地及びその周辺の上空には、はしご車のはしごの伸長及び旋回に支障となる工作物、架空電線等を設けないこと。

### (3) 消防活動用空地の構造

消防活動用空地の構造は、総重量 20 トンのはしご車の通行等に耐える地盤支持力を有すること。

### (4) 進入通路

開発区域内の道路又は開発区域外の既存の道路から、消防活動用空地までの間に設ける進入路の幅員は 6 メートル以上とし、道路及び進入路の屈曲又は交差の状況に応じて隅切りを設け、その構造は(3)に準じるものとすること。

### 第3 その他

消防施設に関するその他の詳細については、消防本部と協議すること。

## 第5章 排水施設計画

### 第1節 排水施設計画の原則

- 第1 開発区域内の排水施設は、開発区域の規模、地形、予定建築物等の用途、降水量等から想定される汚水及び雨水を有効に排出できるものであること。
- 第2 開発行為を行うことにより、開発区域及びその周辺の地域に、いっ水等による被害が生じないよう水路の新設、水路の改修又は雨水流出抑制施設の設置を行うこと。
- 第3 透水性舗装、浸透ます等の浸透施設は、支障がない限り積極的に取り入れること。
- 第4 接続することとなる水路又は河川の管理者、利水権者等と協議すること。
- 第5 開発区域において既に排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。
- 第6 開発区域の排水施設計画において汚水処理施設を設ける場合は、分流式を原則とする。
- 第7 開発区域の排水施設の計画、構造等は、ここに定めるもののほか、関係法令に適合したものであること。

### 第2節 排水施設の設計

#### 第1 計画雨水量

計画雨水量は次の式により算定するものとする。

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A$$

Q : 計画雨水量 (m<sup>3</sup>/sec)

C : 流出係数 (開発区域内は 0.9 とする)

I : 降雨強度 (mm/h)

A : 集水面積 (ha)

## 第2 排水計画断面

排水施設の流量は、次の式により算定するものとする。

マニニング公式

$$V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2} \quad Q = V \times A$$

V : 流速 ( $m/sec$ )

R : 径深

$\frac{A}{P}$

n : 粗度係数

$$\begin{cases} \text{ヒューム管} & = 0.013 \\ \text{現場打ちコンクリート} & = 0.015 \\ \text{コンクリート二次製品} & = 0.013 \\ \text{塩化ビニル管} & = 0.010 \end{cases} \quad A : \text{流水断面} (\text{m}^2)$$

I : 勾配 (分数又は小数)

P : 流水の潤辺長 (m)

Q : 流量 ( $\text{m}^3/sec$ )

## 第3 設計流速

- (1) 排水管きよにおける設計流速は、毎秒1メートルから毎秒1.8メートルまでを標準とする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合には、污水管きよにあっては、最小毎秒0.6メートル最大毎秒3メートル、雨水管きよにあっては最小毎秒0.8メートル最大毎秒3メートルとすること。
- (2) 下流に向かって流速を漸増させること。
- (3) 開きよ及び管きよで設計流速を調整する必要があると認められるときは、適宜落差工を設けて流速を減少させること。

## 第4 排水施設の構造

- (1) 原則として排水施設はコンクリート造りとし、堅固で耐久力を有する構造であること。ただし、下水道管については、塩化ビニル管を使用することができるが、公共の用に供するものは管理者が認めるものとする。
- (2) 公共の用に供する排水管の管径は、20センチメートル以上とし、開きよの内り幅は30センチメートル以上とすること。

## 第5 ます又はマンホールの設計

- (1) 排水施設のうち、暗きよである構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールが設けられていること。
  - ア 管きよの始まる箇所
  - イ 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所
  - ウ 管きよの長さが、その内径又は内り幅の120倍を超えない範囲内の長さ

ごとの管きよの部分のその清掃上適當な箇所

エ 公共の用に供する下水道管にあっては管理者との協議により定めた箇所

(2) ます又はマンホールの構造

ア ます又はマンホールの底には、専ら雨水を排除すべきますにあっては深さが 15 センチメートル以上の泥だめ、その他のます又はマンホールにあってはその接続する管きよ等の内径又は内のり幅に応じ、相当の幅のインパートが設けられていること。

イ マンホールは、昇降が容易にできるよう耐食性の足掛け金物を取り付けること。

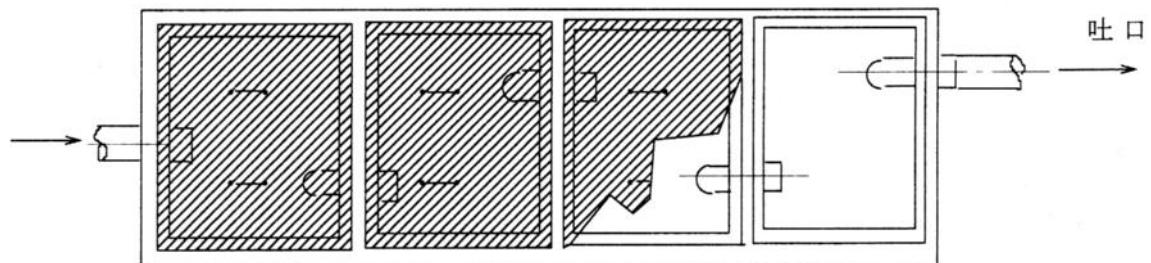
(3) 除害施設

ア 予定建築物等が工場、給油施設、倉庫、店舗等で、悪水が排水されるおそれのあるものについては、排水施設の終末に相当規模の除害施設を設けること。

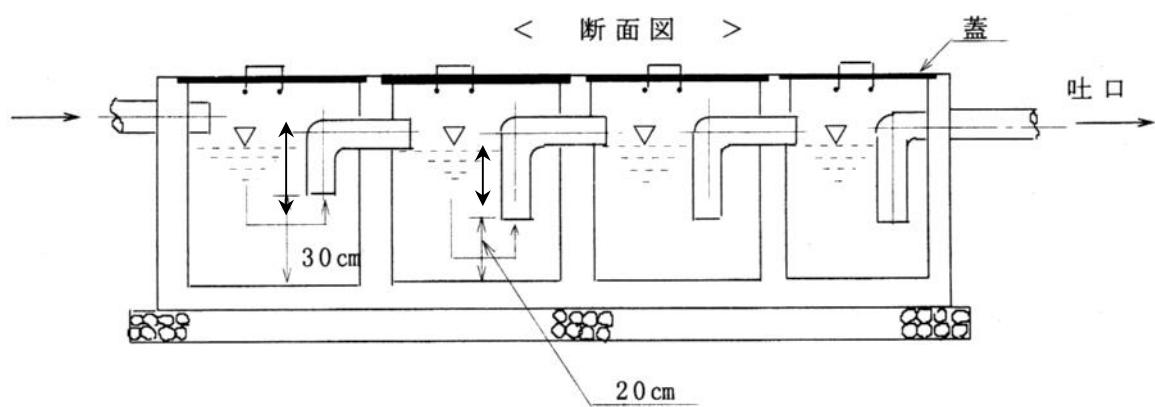
イ 除害施設として、油水分離槽を設ける場合には、次の図の油水分離槽の構造を基準とし、残さい等の流出が予想されるときは、槽内にスクリーンを設けること。

油水分離槽標準構造図

< 平面図 >



< 断面図 >



## 第6 管きよの基礎

管きよの基礎工は、次に定めるところにより施工すること。

### (1) 剛性管きよの基礎工

ア 鉄筋コンクリート管等の剛性管きよには、必要に応じて砂、再生碎石、コンクリート等の基礎を設け、更に、必要に応じて鉄筋コンクリート基礎、くい基礎又はこれらの組合せ基礎を施すこと。

イ アの規定にかかわらず、地盤が良好な場合には、アの基礎を省くことができる。

### (2) 可とう性管きよの基礎工

硬質塩化ビニル管等の可とう性管きよは、原則として自由支承の砂基礎とし、その厚さは 10 センチメートル以上とすること。また、必要に応じてコンクリート基礎等を設けること。

## 第7 排水管の土かぶり

### (1) 排水管の土かぶりは、次の表のとおりとすること。

宅 地 内	20cm 以上
帰属されない道路内	75cm 以上
帰属されることとなる道路内	100cm 以上

### (2) (1)の表の土かぶりが確保できない場合は、外圧から排水管を保護し、又は荷重に適合した管を用いること。

## 第8 排水施設の合流

合流点における排水管きよの中心交角は、30 度以上 60 度以下とし、双方の排水管きよの排水が有効に排除できる構造とすること。

## 第9 防護柵

安全対策上必要と認める開きよ部分については、ガードレール、フェンス等を設けること。

## 第10 吐口の構造

河川管理者と協議の上、関係法令に準拠して放流先の河川、水路の護岸及び河床を損なわない構造とすること。

### 第3節 調整池の設計

#### 第1 調整池

開発区域内の排水施設が、雨水を有効かつ適切に排水できる河川等に接続しない場合には、次に定めるところにより一時雨水を貯留する調整池を設けること。

##### (1) 調整池の設置基準

調整池は、開発区域の面積が 1,000 平方メートル（宅地造成事業にあっては 3,000 平方メートル。ただし、藤枝市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針で定める南部エリアで優良田園住宅を建設する場合を除く。）以上の場合に設置すること。

##### (2) 調整池の設計基準

###### ア 流量計算

ピーク流出量の算定は次式によること。

$$Q = 1/360 \times f \times r \times A$$

Q : 流出量 (m³/sec)

f : 流出係数（施行区域内は 0.9 を標準とする。）

r : 到達時間内の 1 時間降雨強度 (mm/h)

A : 流域面積 (ha)

###### イ 計画基準

###### (ア) 調整地の洪水調整方式

調整地の洪水調整方式は、原則として自然放流方式とする。

###### (イ) 洪水のピーク流量の算定方法

洪水のピーク流量は、ラショナル式により算定する。

$$Q = 1/360 \times f \times r \times A \text{ (前出参照)}$$

###### (ウ) 洪水到達時間

ラショナル式に用いる洪水到達時間は、洪水時の雨水が流域から河道へ入るまでの時間（流入時間）と流量計算地点まで河道を流れ下る時間（流下時間）との和とする。

###### (エ) 流出係数

流出係数は、施行前の状態については調整池の計画地点、流域の地被の状況、流域面積の大きさ等を考慮して適切な値をとるものとし、施行後の状態については 0.9 を標準とする。

###### (オ) 計画対象降雨

調整池の洪水調節容量を算定するために用いる計画対象降雨については、下表によって求めるものとする。

下表

流量計算による降雨強度式一覧表

区分	降雨強度式	※	説明
1年確率短時間 降雨強度式	$r = \frac{863.5}{t^{0.9} + 9.9086}$	28mm	下流流下能力の検討に用いる。
50年確率短時間 降雨強度式 (開発区域面積 50ha未満の場合)	$r = \frac{1050.2}{t^{0.5} + 3.0964}$	122mm	(1) 調整池の容量計算に用いる。 (2) 到達時間(t)が30分以内の場合は、t=30(分)とする。
50年確率長時間 降雨強度式 (開発区域面積 50ha以上の場合)	$r = \frac{310.0}{t^{0.9} + 2.1773}$		(1) 調整池の容量計算に用いる。 (2) 到達時間(t)が30分以内の場合は、t=30(分)とする。
100年確率短時間 降雨強度式	$r = \frac{1177.5}{t^{0.5} + 3.3182}$	134mm	余水吐流下能力の検討に用いる。

※欄の数値は、開発面積 50 ヘクタール未満の開発行為における確率年ごとの短時間降雨強度である（継続時間 = 30 分）。

(出典：「静岡県開発行為等の手引き」静岡県交通基盤部都市局土地対策課・編集)

#### ウ 洪水調整容量の算定法式

(ア) 調整池に流入する流域の面積が 50 ヘクタール未満で到達時間が 30 分以内の場合、洪水規模が年超過確率 50 分の 1 以下のすべての洪水について、施行後における洪水のピーク流量の値を調整池下流の流下能力の値まで調節したときの調整池の調整容量は、次の式で求めるものとする。

$$V = (f_1 \times r_i - \frac{r_c}{2} \times f_2) \times t_i \times A \times \frac{1}{360}$$

V : 必要調整容量 (m³)

f 1 : 施行後の流出係数 (0.9 を標準とする。)

f 2 : 施行前の流出係数 (0.6 を標準とする。)

A : 流域面積 (ha)

r i : 1 / 50 確率降雨強度 (122mm/h)

r c : 下流無害流量に対応した降雨強度 (28mm/h を超えない。)

t i : 継続時間 (秒)

開発区域の面積が 2.0ha 未満ならば t i = 1,800

開発区域の面積が 2.0ha 以上ならば  $t_i = 3,600$

(例) 流域面積 10 ヘクタールの場合は下記の方法による。

( $f_1 = 0.9$  、  $f_2 = 0.6$  、  $r_c = 28 \text{ mm/h}$  の場合)

$$V = (0.9 \times 122 - 28 / 2 \times 0.6) \times 3,600 \times 10 \times 1 / 360 = 10,140 \text{ m}^3$$

(イ) (ア)以外の大規模土地利用事業の場合

洪水規模が年超過確率で 50 分の 1 以下のすべての洪水について施行後における洪水のピーク流量の値を調整地下流の流下能力の値まで調節することとした場合の調整容量の算定は、以下の手順によること。

- a 計画降雨波形（後方集中型降雨波形）により調整地に流入するハイドログラフの算出
- b 数種の放流施設を仮定して洪水調節数値計算を行い、下流許容放流量以下に調節し得る放流施設を設ける。

エ 直接放流部分がある場合の調整容量の算定

開発区域内に調整池を経由せず直接放流する部分がある場合は、直接放流する流量に応じて、ウの算式の下流無害流量に対応した降雨強度の値を減じて調整池の容量を算定すること。

オ 設計堆積土砂量は、砂防関係設計基準によることとし、工事施工中の土砂を別途算入すること。

(3) 調整池の構造等

ア 余裕高

調整池に確保する余水吐越流水位 (H.H.W.L) に対する余裕高は、次によること。

(ア) 原則 60 センチメートル以上とする。

(イ) 調整池の流域内の全てが開発された土地又は開発区域（樹林が残置される土地を除く。）であり、余水吐の能力に対する障害物が調整池内に流入する恐れのない場合は、30 センチメートル以上とすることができる。

(ウ) 調整池周辺の地形が平坦地又は調整池に向かって下っている傾斜地であり、調整池周辺の地盤の全てが余水吐越流水位 (H.H.W.L) より高い場合は、30 センチメートル以上又は余水吐越流水位 (H.H.W.L) と調整池最低水位 (L.W.L) との差の 1 割となる値以上とすることができる。ただし、当該値が、5 センチメートル未満のときは 5 センチメートル以上（駐車場兼用で隣接する開発区域外の土地が民地の場合、20 センチメートル未満

のときは 20 センチメートル以上) とする。

#### イ 余水吐

(ア) 調整池には、洪水を処理し、貯水位の異常な上昇を防止するため自由越流式の余水吐を設けること。

(イ) 余水吐は、当該調整池流域又はその近傍流域の雨量、流量及び比流量等から算定しうる当該調整池地点の最大流量を放流しうること。

ただし、余水吐の放流能力は、100 年に 1 回起ころるものとされる当該ダム直上流部における流量の 1.5 倍以上の流量を放流できるものでなければならない。

(ウ) ダムの非越流部天端標高は、(イ)に規定する流量を流下させるのに必要な水位に余裕高を加えた高さ以上としなければならない。

#### ウ 余水吐の構造等

余水吐は、イによるほか、次に定める機能及び構造を持つものとする。

(ア) 流入水路は、平面的に流れが一様で、かつ流水に乱れを生じないようにする。また、流木、塵埃によって閉塞しないような構造とし、土砂の流入、あるいは洗堀を防止するために水路流入部周辺を保護するものとする。

(イ) 越流は、自由越流方式とし、ゲートその他放流量を人為的に調整する装置を設けてはならない。

(ウ) 導流部は、長方形又は台形の断面を有する開水路とし、流れが乱れないように線形は直線とし、水路幅の変化あるいは水路縦断勾配の急変はさける構造とする。

(エ) 余水吐末端の下流水路との接続部には、減勢工を設けて、余水吐から放流される流水のエネルギーを減勢処理しなければならない。

(オ) 余水吐は、良質な地山地盤に設置することとし、さらに不等沈下や浸透流が生じないよう施工上十分な処理をしなければならない。

(カ) 余水吐の断面は、次の式により求めるものとする。

$$\begin{aligned} Q &= \frac{1}{360} \times f \times r \times A \times 1.5 \\ &= \frac{2}{15} \times \alpha \times h \times \sqrt{2gh} \times (3B_0 + 2B_1) \end{aligned}$$

r : 1 / 100 確率 1 時間降雨強度 (134mm / h)

Q : 計画流量 (m³ / sec)                    f : 流出係数 (0.9)

$\alpha$  : 越流係数 (0.6)

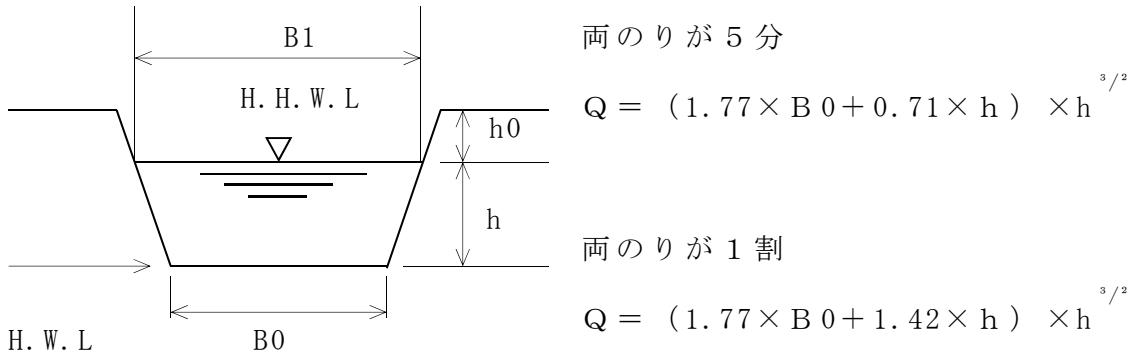
$h$  : 越流水深 (m)

$I$  : 重力の加速度 ( $9.8 \text{ m} / \text{sec}^2$ )

$h_0$  : 余裕高 (m)

$B_0$  : 水通長底幅 (m)

$B_1$  : 水通長上幅 (m)



## エ 放流施設

放流施設は、放流管設計流量を安定に処理できるものとし、次の構造とすること。

- (ア) 放流施設は、土砂の直接流入及びごみ等により、閉塞が生じないこと。
- (イ) 流入部は、ゲート、バルブ等の水位、流量を人為的に調整する装置を有しないこと。
- (ウ) 放流管は、放流管設計流量に対して、放流口を除き、自由水面を有する流れとなること。

### オ 放流口

- (ア) 放流口は、下流無害放流量を排出できるよう断面を決定すること。
- (イ) 放流口の径は、 $5 \text{ cm}$  以上となるよう設計すること。
- (ウ) 放流口の前面にはスクリーンを設置することとし、その表面積は、放流口の断面積の少なくとも 20 倍以上とし、その形状は多面体を標準とする。また、スクリーンの網目は  $5 \text{ cm}$  以上とするが、放流口が小さい場合はその径の  $2/3$  程度とする。

(注) 監視の目が届かない調整池、水深が深く異物の除去が困難な位置にオリフィスがあるような調整池では、スクリーン面積は表面積を大きく、また、余水吐の上端まで達するような縦形スクリーンを採用するなどの工夫が必要である。

- (エ) オリフィス板、スクリーンの材質はステンレス製を標準とすること。
- (オ) 調整池からの最小放流量は、時間降雨強度  $15 \text{ mm}$  以上又は 24 時間程

度で空になる放流量を確保すること。

$$a = \frac{Q}{C \times \sqrt{2 \times g \times h}}$$

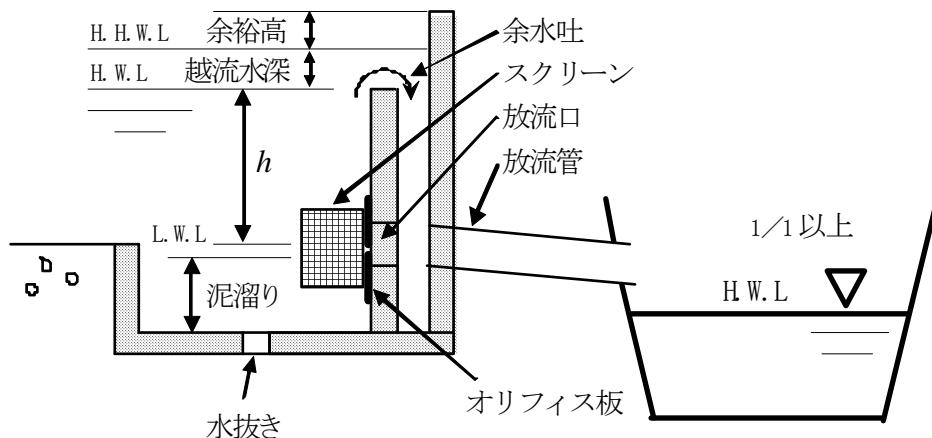
Q : 下流無害流量 ( $m^3 / sec$ )

a : 放流口断面積 ( $m^2$ )

C : 流量係数 (0.6)

g : 重力加速度 ( $9.8 m / sec^2$ )

h : H.W.L - L.W.L



## 力 放流管

- (ア) 放流管の流水断面積は、原則として最大値が管路断面積の  $3/4$  以下となるよう設計すること。
- (イ) 放流管の管径は維持管理を考え、最小 60 センチメートル、管長が 50 メートル以上のときは、100 センチメートル以上とする。ただし、管長が 5 メートル未満で、周辺の状況からして閉塞するおそれがない場合は 30 センチメートル程度まで小さくすることができる（「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」・「藤枝市が管理する準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術基準を定める条例（平成 25 年 3 月 29 日 藤枝市条例第 16 号」）。小規模で溢水しても支障がない場合はこの限りでない。
- (ウ) 法流口の位置については、放流先の管理者と協議して決定することとなるが、原則として放流河川の  $1/1$  対応の水位以上で放流するものとする。また、放流先が道路側溝等となる場合は、放流先の道路管理者等の判断による。

## 第 2 その他の設計基準

第 1 に定めるもののほか調整池の設計基準については、静岡県土地利用の適正

化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号）に定めるところによること。なお、浚渫等の維持管理が円滑に実施できる構造とすること。

### 第3 多目的利用調整池

調整池は、駐車場、広場、グラウンド等と兼ねることができる。

また、設計等は、下記によるものとする。

#### (1) 駐車場と兼用する場合

普通自動車及び普通自動車より小型の自動車の車輪がたん水する区域の水深は、15センチメートル以下とすること。

#### (2) 公園又は緑地と兼用する場合

ア やむを得ない場合のほか兼用としないよう努めること。

イ 公園又は緑地の区域のうち調整池としてたん水する区域の面積は、公園又は緑地の面積のおおむね2分の1以下とすること。

ウ 調整容量が不足することのないよう配慮するとともに、樹種の選定等について花と緑の課と協議すること。

### 第4 地下調整池

地下式調整池は、維持管理が困難であり、問題点も多いので、設置にあたっては、放流先河川等の管理者と十分協議すること。

また、設計等は、下記によるものとする。

#### (1) 地下式調整池は清掃、点検等が困難なものが多いことから、施設容量は必要量に1割程度の余裕を見込んで計画すること。

(注) 建築物の地下で給排水等の施設を配管する場合は、その配管は計画降水水位(H.W.L)以上の位置に設置すること。

#### (2) 梁、柱、ハンチ等の突起物は、有効貯留量に含まないこと。

#### (3) 開発区域内外からの流入土砂がないこと。

#### (4) 地下調整池は、常時においては雨水や土砂等が滞留しないような構造とすること。底版には排水後の土砂、ヘドロ等の清掃を考慮して2%程度の排水勾配及び排水溝を設けること。

#### (5) 維持管理に支障がないよう、換気口、点検口等が適切な位置に配置されること。

#### (6) 完成後の検査が困難な場合は、調整池部分が完成した時点で中間検査を受け、調整池容量、高さ等の確認を受けること。

## 第5 流出土砂対策

流出土砂対策については、静岡県土地利用の適正化に関する指導要綱に定めるところによる。

## 第6 維持管理

法第32条の協議により藤枝市以外の者を調整池の管理者として定めた場合には、管理者となるべき者は調整池の維持管理について市と協定を締結すること。

## 第4節 浸透型雨水流出抑制施設

### 第1 浸透型雨水流出抑制施設の設置に関する基本的な考え方

雨水流出抑制施設は、調整池を原則とし、地形、地質、地下水位等を勘案して、調整池と同等の抑制効果が期待できる場合に、河川管理者及び流出抑制施設を管理することとなる者との協議により、調整池の代替施設又は補完施設として浸透型雨水流出抑制施設を設置することができる。

### 第2 設置適用範囲

次の場合には設置を検討すること。

- (1) 周辺に放流先河川がない地域で開発行為を行う場合
- (2) 調整池の多目的利用を図る上でたん水頻度を少なくする必要がある場合
- (3) 3,000 平方メートル未満の小規模な宅地分譲を目的とした開発行為であって、調整池の設置が土地利用上又は地形上困難である場合

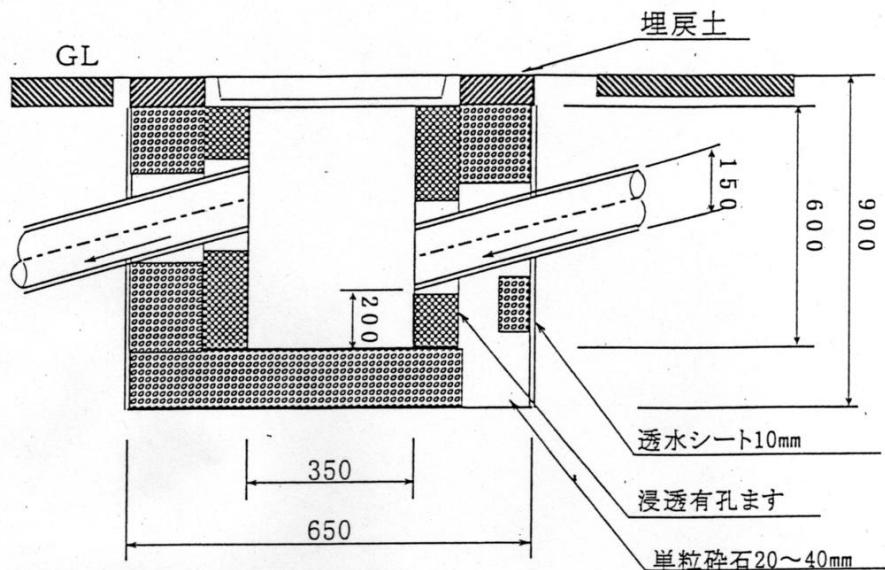
### 第3 小規模な開発等における雨水浸透施設

1 第2(3)に規定する開発行為において、浸透施設を次により設置すること。

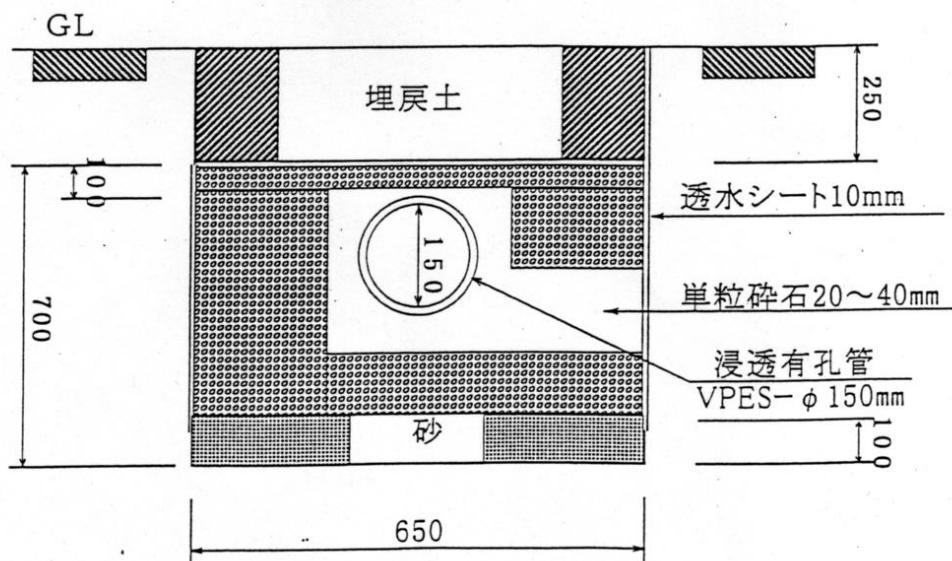
- (1) 雨水浸透ますは、1戸につき1か所以上を設置することを標準とする。
- (2) 雨水浸透ますには、土砂による目詰まりを避けるため、建築物の屋根に降った雨水のみを流入させること。
- (3) 水路の流下能力が低い区域にあっては、雨水浸透ますのほか浸透地下トレチ、浸透側溝、透水性舗装等を有効に組み合わせるよう努めること。

2 雨水浸透ます及び地下浸透トレチの構造は次を標準とする。

## 浸透ます



## 浸透トレンチ



#### 第4 設置禁止区域等

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域その他地下へ雨水を浸透させることによって法面の安全性が損なわれるおそれがある地域並びに他の場所の居住、業務及び自然環境を害するおそれがある地域には、浸透型雨水流出抑制施設を設置してはならない。
- (2) 次の土質の地域は、浸透型雨水流出抑制施設の設置が不適当な区域とする。
  - ア 透水係数が  $10^{-5}$  センチメートル／秒以下である土質
  - イ 空気間隙率が 10 パーセント以下でよく締め固まっている土質
  - ウ 粒度分布において粘土の占める割合が 40 パーセント以上の土質

#### 第5 浸透型雨水流出抑制施設の設計

1 次の調査により算定した浸透量に応じて、浸透型雨水流出抑制施設の設計は定めなければならない。ただし、第2(3)に規定する開発行為にあっては、調査項目の一部を省略することができる。

- (1) 資料調査
  - ア 地形図、地質図等の既存資料調査
  - イ 近接井戸による調査
- (2) 地盤調査  
ボーリング調査、土質調査等
- (3) 設置可能範囲調査
  - ア 開発区域の地形、地質、地下水位等から地盤の浸透可能範囲を検討する。
  - イ 防災上の観点から斜面等の地形について調査し、設置可能範囲を検討する。
- (4) 現地浸透試験  
設置可能範囲を対象に、現地浸透試験を行い、浸透能力を測定する。

2 浸透型雨水流出抑制施設は、ゴミ、土砂等の流入によって機能が低下するおそれがあるので、必要な防じん対策を講ずるとともに、清掃等を行い機能維持に努めなければならない。

第6 この指導基準に定めるもののほか必要な事項は、宅地開発に伴い設置される浸透施設設置技術指針（平成10年2月3日付け建設経済局長通知）によること。

#### 第5節 汚水処理施設

##### 第1 汚水処理施設の設置

処理対象計画人員 501 人以上の開発で、開発区域の汚水処理施設が、公共下水

道へ接続するもの以外は、原則として、し尿と雑排水とを合併して処理する汚水処理施設を設けること。

## 第2 汚水量の算定

- (1) 処理対象人員の算出は、建築物の用途別による、し尿処理浄化槽の処理対象人員算定基準（日本工業規格 JIS-A-3302）を参考とし行うこと。この場合において、住宅地分譲の汚水算定は、1区画又は1戸当たり4人として算出すること。
- (2) 処理対象計画人員が3,000人以下の汚水処理施設の汚水量の算定にあっては、建設用途別最大給水量と平均汚水量（日本管工事工業協会）の規定に準拠すること。
- (3) 処理対象計画人員が3,000人を超える汚水処理施設の汚水量の算定にあっては、藤枝市公共下水道事業計画、下水道施設設計指針（日本下水道協会）及び昭和55年建設省告示第1292号の規定に準拠すること。

## 第3 汚水排水施設の計画

汚水排水施設における管きよの設計にあっては、下水道施設設計指針（日本下水道協会）、宅地内排水設備の設計にあっては、藤枝市下水道条例施行規則（昭和60年藤枝市規則第35号）に準拠して設計すること。

なお、藤枝市公共下水道計画区域内においては、下水道事業管理者と協議を行い、将来の公共下水道計画との整合を図ること。

## 第4 処理施設の計画

処理施設の計画は、次に掲げる次項を考慮して定めること。

- (1) 処理水の放流については、建築基準法施行令第32条（昭和25年政令第338号）及び処理対象計画人員501人以上の処理水については水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）の規定に適合していること。この場合において、放流先の公共用海域の利害関係者と協議すること。
- (2) 処理施設の位置は、放流水域の利水状況、周辺の環境条件等を考慮して選定すること。
- (3) 処理施設は、異常水位により浸水しない地盤高にするか、防護施設を設けること。

## 第5 処理施設の施行者及び維持管理

- (1) 処理施設の設置工事を行おうとする者は、静岡県浄化槽事業者登録及び届

出名簿に登載された者であること。

- (2) 開発行為により設けられる汚水排水施設及び汚水処理施設の規定能力を確保するため、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の維持管理について支障のないようにすること。
- (3) 汚水処理施設の保守点検は、静岡県浄化槽保守点検業者名簿に登載された者に行わせること。

## 第6章 給配水及びガス施設

### 第1 給配水及びガス施設の設計の原則

給配水及びガス施設は、区域内人口、予定建築物の用途等により規定される需用に支障を来さないよう、水道及びガス事業者の指示に従い設計施工すること。

### 第2 事前協議

- (1) 開発者は、水道及びガス事業者と協議を行い、開発行為の許可申請書に協議済の図面を添付すること。
- (2) 水道管又はガス管の埋設位置が道路敷となる場合については、道路管理者となる者と協議を行うこと。

### 第3 工事の検査

地下埋設物は、表層路盤を施工する前に、当該事業者の検査を受けること。

### 第4 給配水及びガス施設の設計施工

給配水施設にあっては藤枝市水道事業給水条例（昭和36年藤枝市条例第15号）及び藤枝市水道事業給水条例施行規程（昭和50年藤枝市水道規程第2号）により、設計施工すること。

### 第5 道路の埋設物の土かぶり

道路の埋設物の土かぶりは、原則として1.2メートル以上とすること。

### 第6 施設の移管

開発行為により設けられた給配水及びガス施設のうち、原則として公道として認定される部分に布設された配水管及びガス管は、各事業者へ帰属させること。

## 第7章 公益的施設

### 第1 基本方針

(1) 開発区域内に設置する公益的施設の設置基準は、次の表を標準とすること。

#### 住区構成と施設配置

近隣住区数			1	2	4
戸 人 口	50～150 200～600	500～1,000 2,000～4,000	2,000～2,500 7,000～10,000	4,000～5,000 14,000～20,000	8,000～10,000 28,000～40,000
	(隣保区)	(分区)	(近隣住区)	(地区)	
教育施設		幼稚園	小学校	中学校	高等学校
福祉施設		保育所、託児所			社会福祉施設
医療保健		診療所 (巡回)	診療所 (各科)		病院(入院施設) 保健所
保安	防火水槽 (消火栓)	警察派出所 (巡回)	巡查駐在所 消防(救急)派出所		警察署 消防署
集会施設	集会室	集会場			公民館
文化施設				図書館	
管理施設		管理事務所		市・区役所出張所	
通信施設		ポスト、公衆電話	郵便局、電話交換所		
商業施設		日用品店舗		専門店、スーパーマーケット	
サービス施設		共同浴場	新聞集配所	銀行	映画館、娯楽施設

(2) (1)の表に掲げるものその他の公益的施設を設置する場合は、開発区域内の居住者の利便を考慮して適切な位置に計画し、良好な環境の整備に努めること。

(3) それぞれの施設の管理予定者と協議の上、公益的施設の用地を確保すること。

### 第2 集会場

計画戸数が 50 戸以上の開発行為にあっては、協働政策課と協議の上、集会場又は集会室を設けるよう努めること。この場合において、集会場の敷地面積は 230 平方メートル以上とするよう努めること。

### 第3 一般廃棄物の処理

一般廃棄物収集のための集積場は、収集に便利な位置に設け周囲をフェンス等で囲み、床はコンクリート仕上げとし、設置位置等については生活環境課と協議すること。

### 第4 駐車場計画

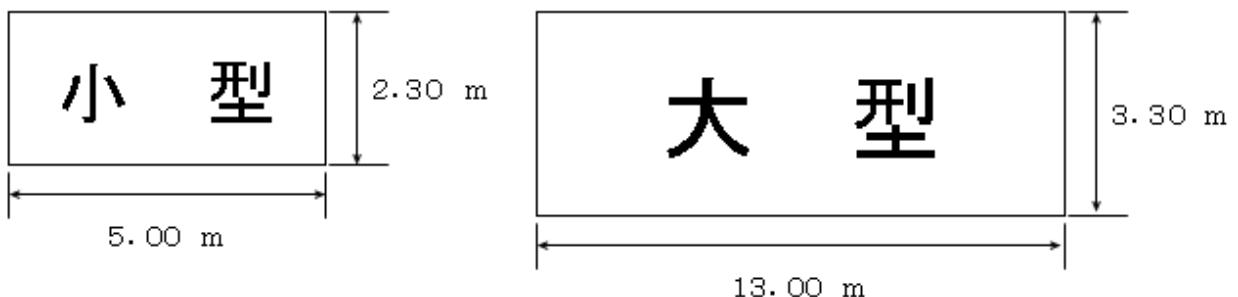
(1) 商業施設等で、車両（自転車等の二輪車を含む。）の駐車施設を要することとなる開発行為にあっては、その施設の目的、規模等により相当の駐車場を確保すること。

(2) 共同住宅を建築することを目的とする開発行為にあっては、計画戸数に対して自動車駐車場及び自転車等の二輪車駐車場をそれぞれ 10 割以上確保すること。

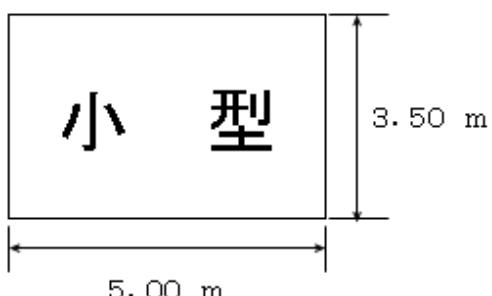
(3) 自動車駐車場の駐車ますは、次の設置基準によること。

ア 駐車ますの標準

健常者の利用スペース



車いまでの利用スペース



イ 駐車ますの配置

駐車ますの配置については、道路構造令等に準拠すること。

## 第8章 造成計画

### 第1節 造成工事の基本方針

#### 第1 造成工事に関する技術的基準

造成工事に関する技術的基準は、この章に定める基準のほか、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）、宅地防災マニュアルによること。

#### 第2 建築基準法との関係

高さが2メートルを超える擁壁については、開発許可申請と併せて、建築基準法の規定による工作物の確認を受けなければならない。

### 第2節 造成工事の調査設計

#### 第1 土質調査

- (1) 盛土、埋戻し及び裏込めに利用する土並びに構造物の基礎を構成する土は、工学的性質を把握するため、必要に応じて(2)の表の土質調査を選択して実施すること。
- (2) 開発区域の土質調査のため、次の表の調査を行うこと。ただし、市長が認めた場合には同表の調査の一部又は全部を省略することができる。

区分	目的	調査・試験方法
1 予備調査	地盤の概略調査	(1) 既存の資料収集 (2) 現地踏査 (3) 簡単なサウンディング、オーガーボーリング
2 本調査	設計資料地盤調査	(1) ボーリング、下記土質試験を主目的とするサンプリング (2) サウンディング ア スウェーデン式サウンディング イ ベーン試験 ウ 2重管式円すい貫入試験 エ 標準貫入試験 (3) 土質試験 ア 自然含水比の測定 イ 比重試験 ウ 粒土試験 エ コンシステンシー試験 オ 透水試験 カ 突き固め試験 キ 一軸圧縮試験 ク 三軸圧縮試験 ケ 直接せん断試験 コ 圧密試験

3 模型、実物実験等	設計の適否の判定 施 行 指 针	(1) 載荷試験 (2) 沈下、傾斜、ひずみ、土圧、密度の測定 (3) 間隙水圧、流線網、地下水位等の測定
4 施行中の測定調査	施 行 管 理	(1) 沈下、傾斜、ひずみ、密度、含水比、土圧測定 (2) 間隙水圧、地下水位等の測定 (3) 平板載荷試験、CBR試験
5 施行後の測定調査	竣 工 檢 查	4と同じ

(3) ボーリング調査の地点は、250メートルから300メートル間隔に1か所とするが、このほかに大規模な建築物及び工作物の建設予定地並びに長大のり面の部分についても調査を行うこと。

## 第2 測量

(1) 宅地造成のための測量は、次の表に掲げる各測量を行うこと。

区 分	目 的	方 法
1 基準点測量	区域の測量の精度を確保し、後続作業の基準となる点を地域内の要所に設定する。	三角測量 多角測量
2 境界測量	境界の位置を確定し、地図上に区域を表現する。	三角測量 多角測量 平板測量 写真測量
3 地形測量	地域内の地形の状況を詳細に図上に表現し、これをもとにして実施設計を行う。	平板測量 写真測量 水準測量
4 画地測量	図上で行われた設計を現地に復元する。	三角測量 多角測量 平板測量
5 確定測量	工事完了後行い、区画、道路等を正確に測量する。	三角測量 多角測量 平板測量

(2) (1)の各測量の他、必要に応じて平板等による細部測量を行うこと。

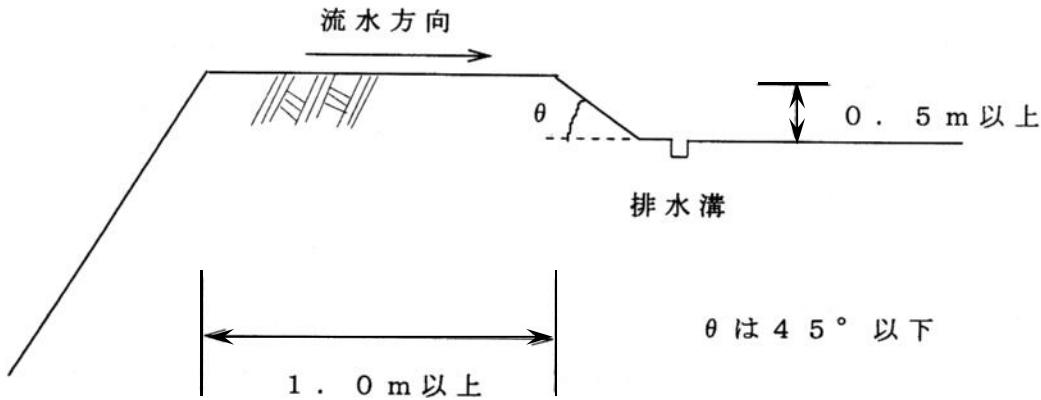
## 第3 造成土工事

(1) 全体計画

ア 造成計画に当たっては、できる限り開発区域内及びその周辺で土量のバランスがとれるように計画し、土の運搬距離（切土箇所と盛土箇所の重心間の距離をいう。）及び運搬土量が最小となるよう努めること。

イ 開発区域の傾斜はできる限り南向き斜面とすること。

ウ がけ又はのり面の上端につづく地盤面は、原則としてがけ又はのり面の反対方向に雨水その他の地表水が流れる勾配をつけ、その構造は次の図を標準とすること。



エ 切土高及び盛土高は、原則として 15 メートル以内とすること。

オ 静岡県建築基準条例第 10 条に規定する区域は、緑地その他の空地として利用し、敷地の防災安全上支障のない造成であること。

### (2) 防災工事

ア 造成工事に先行し、流末排水路の新設又は改修工事及び防災調整池の工事を完了させること。

イ 仮設防災工事として、必要に応じ、板柵、そだ柵、蛇かご、土のう等を適切に配置し、土砂の流出の防止及び雨水の流出の軽減をはかること。

ウ 防災調整池の工事、低湿地における暗きよ排水等の工事及び本格的造成工事は出水期を避け、できる限り渇水期に工事を行うこと。

エ 整地工事中は、ゆう水箇所及びのり面に盲暗きよ又は仮設排水きよを設置とともに、要所に泥だめを設け、できる限り土砂を流出させないよう努めること。

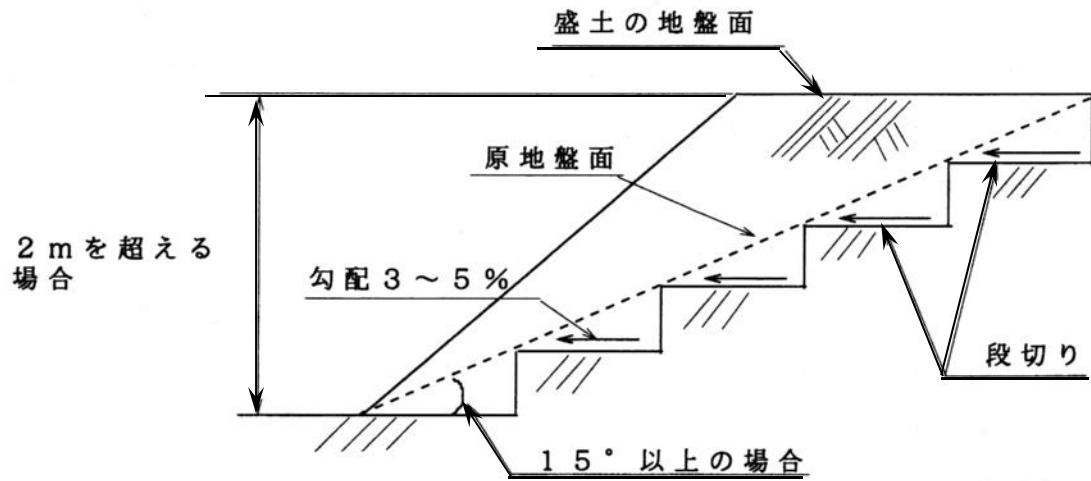
### (3) 盛土工事

ア 盛土斜面の勾配は 30 度以下とすること。

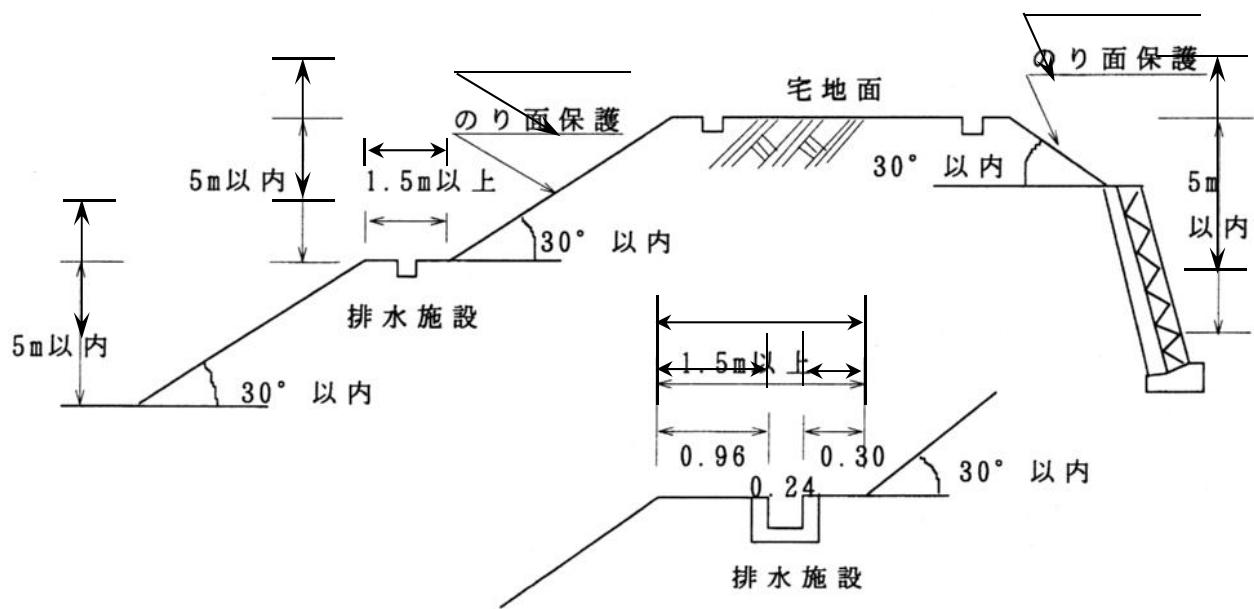
イ 盛土をする場合、原地盤の切株、雑草及び腐植土は必ず盛土前に除去すること。

ウ 盛土をする地盤の勾配が著しい場合又は原地盤の傾斜が 15 度以上で盛土厚が 2 メートルを超える場合には、盛土と原地盤との接する面がすべり面とならないよう段切り等の措置をとること。

エ 段切りにあたっては、高さ 0.5 メートル以上 2.0 メートル以下、幅 1.0 メートル以上の段を切り、段切りを行った水平面は排水のため 3 パーセント以上 5 パーセント以下の勾配をつけること。なお、この段切りの方法を示すと次の図のとおりである。



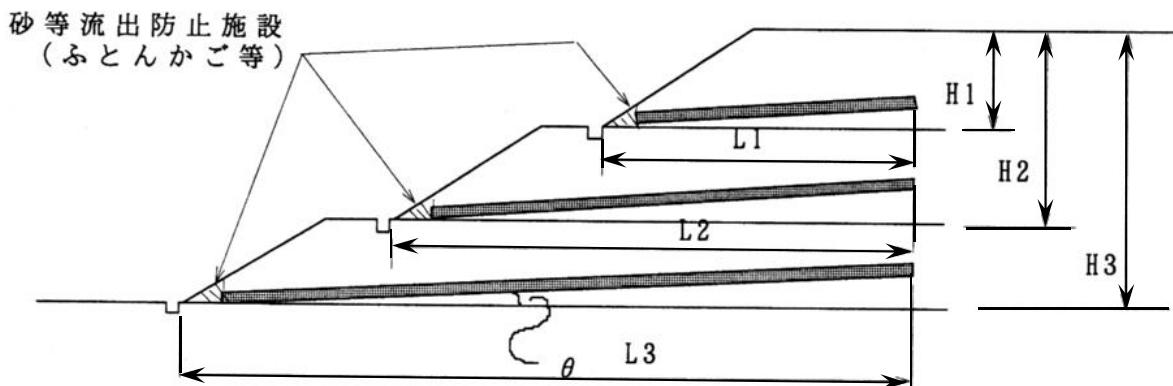
- オ 盛土と原地盤との間にゆう水や地下浸透水が生じる場合は、盲暗きょ等を設けて完全に排水しなければならない。
- カ 盛土高が 5 メートルを超えるときは、高さ 5 メートル以内ごとに適当な勾配を有する 1.5 メートル以上の小段を設け、その構造は次の図を標準とする。



- キ 盛土ののり長が 20 メートル以上となる場合は、原則としてのり長の 3 分の 1 以上を擁壁、のり枠等の永久構造物により被覆すること。
- ク 盛土をした場合は、地盤の緩み、沈下、崩壊を防ぐため、土の締め固めを行うとともに、余盛等の適当な措置をとること。この場合において、土の締め固めは、まき出し厚を最大 30 センチメートルとし、余盛厚は土質に応じ盛土高の最大 1 割程度とすること。
- ケ 小段及び土羽じりには表面排水施設を設置するとともに、排水施設が土砂に埋まらないよう措置すること。

- コ 盛土斜面には張芝、種子吹き付け等により斜面の安定を図ること。
- サ 盛土をする場合、地下水のため崩壊の危険性がある場合には、盛土内の地下水を排除するためサンドマットを施すこと。なお、サンドマットの長さ及び傾斜については、次の図によるものとし、マットの厚さは砂の場合 15 センチメートル以上、れきの場合 30 センチメートル以上とすること。

$$L_i \geq 2H_i \quad \tan\theta \geq 0.04$$



#### (4) 切土工事

- ア 切土斜面の勾配は次の表によることとする。

土 質	勾配の上限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60°
風化の著しい岩	40°
砂利、真砂土、硬質粘土、その他これらに類するもの	35°

イ 切土高が 5 メートルを超えるときは、高さ 5 メートル以内ごとに幅 1.5 メートル以上の小段を設けること。

ウ 切土をした後の地盤にすべりやすい土層のあるときは、その地盤にすべりが生じないよう、くい打ち、うめ殺し擁壁の設置、土の置き換え、擁壁の設置等適当な措置をとること。

エ 切土斜面には張芝、種子吹き付け等により斜面の安定を図ること。

オ 小段及び土羽じりには、表面排水施設を設置するとともに排水施設が土砂に埋まらないよう措置すること。

#### (5) 軟弱地盤の措置

地盤が軟弱である場合は、原則的に開発行為は行わないこと。やむを得ず開発区域とする場合は、次の表に掲げる工法その他の安定性を確保できる措置をとること。

置換工法	全部置換		軟弱地盤が薄い場合に適用できる。効果は確実であるが、一般には経済的でなく、施行深度に限界がある。
	部分置換		軟弱地盤が厚い場合、又は安全率がやや不足する場合に用いる。沈下速度の促進が期待できる。
改良工法	圧密排水	サンドドレン	粘土地盤中に適当な間隔で垂直な砂ぐいを作り、鉛直砂柱により間隙水の脱出を促進させ圧密をはかる。 自然圧密に比べ圧密期間が短縮できる。 軟弱層が薄い場合、泥炭のような特殊土壤、過圧密粘土等には適用できない。
		ペーパードレン	サンドドレンと比較して工費が安く、施工速度が早い。打撃を与えないで地盤を乱さない。
	緩速載荷		軟弱地盤が比較的うすく、工期に極めて余裕のある場合に適用できる。
	プレローディング		残留沈下の防止を主目的とする。鉛直排水工と併用すると効果がある。
	締固め	バイブロフローテーション	緩い砂地盤に対して用いる。振動及びウォータージェットによる水締めにより締め固めを行う。
		コンポーザー	緩い地盤中に衝撃、振動を用いて砂柱を形成させ密度を高める。粘土層に用いる場合は、サンドドレンの効果を期待できる。
消極工法	押え盛土工法		のり先に盛土してすべり破壊を抑える。軟弱地盤の側方流動をおさえる効果があり、表層が極めて軟弱なとき有効である。
	載荷軽減工法		盛土に、石炭がらなど比重の小さいものを用いる。

### 第3節 擁壁設計

#### 第1 宅地造成計画

丘陵地又は傾斜地を開発する場合は、自然の地形を生かし、自然環境の保全を図った造成計画とすること。

#### 第2 鉄筋コンクリート擁壁及びコンクリート擁壁の設計

- (1) 擁壁は構造計算書により安定計算を行うこと。ただし、都市政策課と協議の上、構造計算書の提出を省略できる。
- (2) 構造計算における転倒及びすべりの安全率は次の表のとおりとする。ただし、構造物の高さが5メートル以上の擁壁及び構造物の高さが5メートル未満で住宅地に近接している等、重要度の高い擁壁については、水平震度係数を0.20

以上として短期の安定計算を行うこと。

	転 倒	すべり
長 期	1.5 以上	1.5 以上
短 期	1.2 以上	1.2 以上

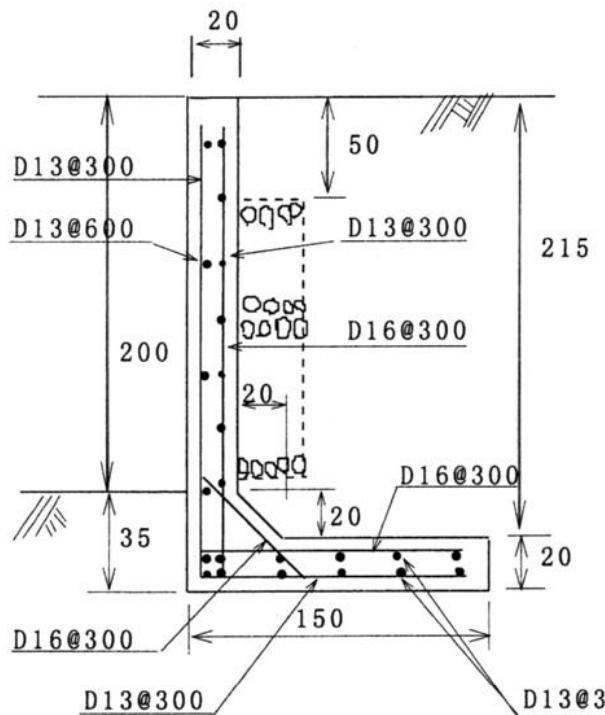
- (3) 水抜き孔は、耐水性のある材料を使用し、内径 7.5 センチメートル以上のも のを 3 平方メートルに 1 か所以上設けること。
- (4) ゆう水等のある箇所には、裏込め材に沿って孔あき管を設け、擁壁背面のゆ う水等を擁壁前面に有効に排水できる構造とすること。
- (5) 目地は擁壁の長さ約 15 メートル以内ごとに設けること。
- (6) 裏込め材については幅 30 センチメートル以上とすること。

### 第 3 L型擁壁及び重力式擁壁の構造

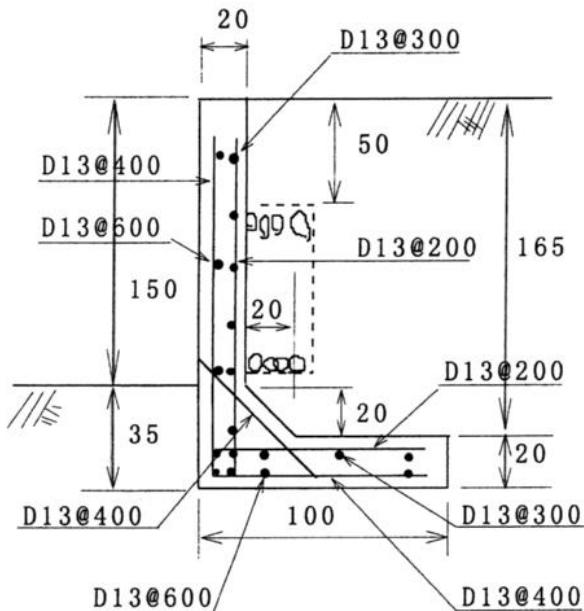
擁壁の標準的な構造は、次のとおりとすること。

# L型擁壁工標準構造図

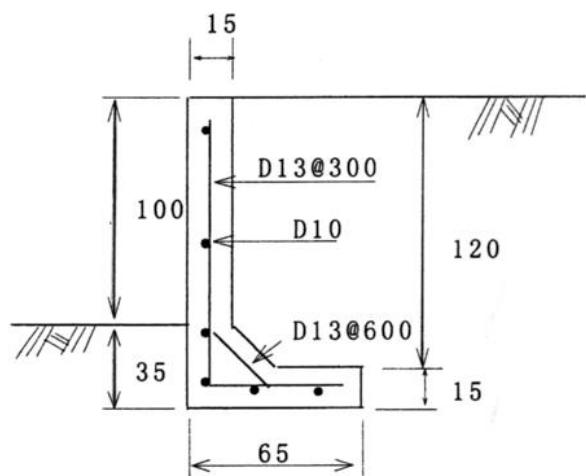
H = 2.0 m 以下



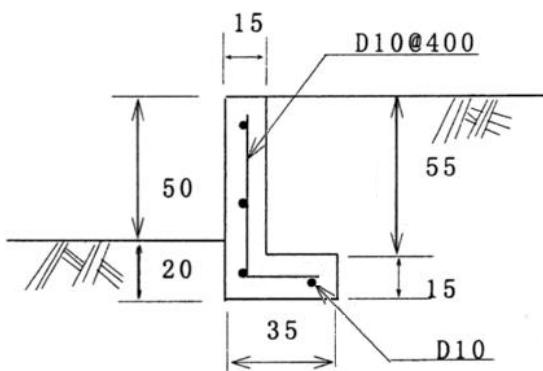
H = 1.5 m 以下



H = 1.0 m 以下



H = 0.5 m 以下

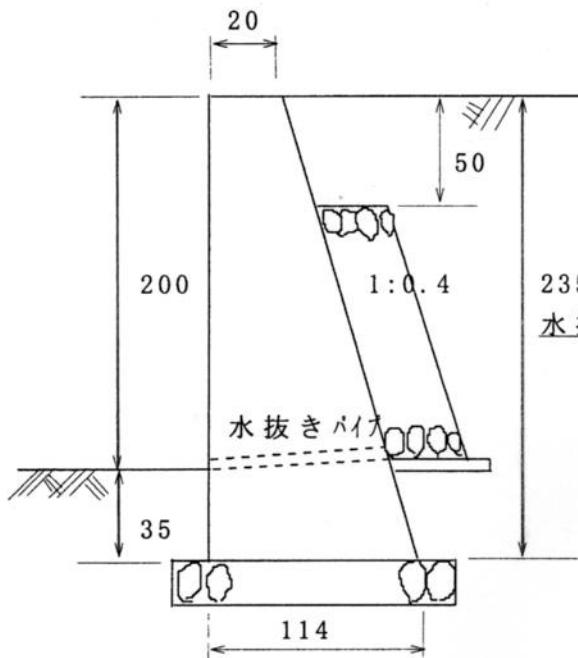


(注)

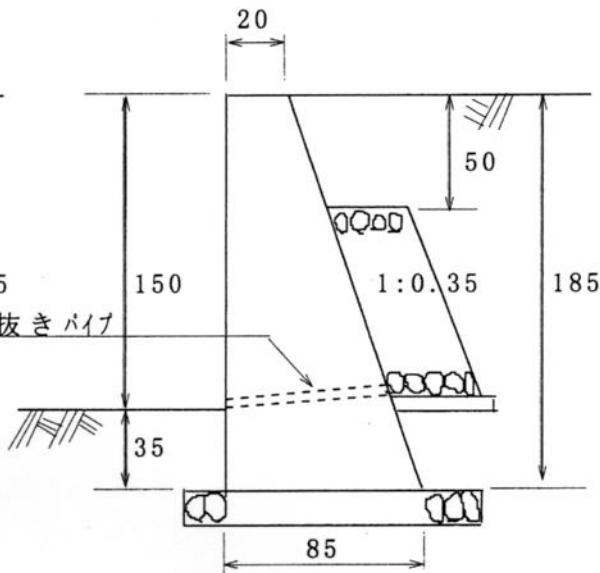
- 1 裏込め材（再生碎石等）厚 30 センチメートル以上
- 2 基礎栗石（又は再生碎石等）厚 15 センチメートル以上
- 3 不浸透層はコンクリート又は粘土とし、厚 5 センチメートル以上
- 4 水抜きパイプ内径 75 ミリメートルで 1 か所 / 3 平方メートル
- 5 載荷重なし
- 6 鉄筋の配置間隔は 40 ミリメートル以上かつ粗骨材最大寸法の 3 / 4 倍以上、また、鉄筋の径の 1.5 倍以上

# 重力式擁壁工標準構造図

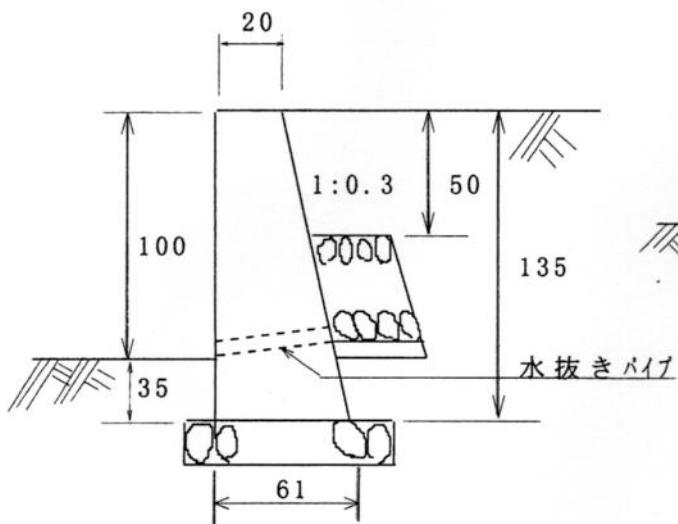
H = 2.0 m 以下



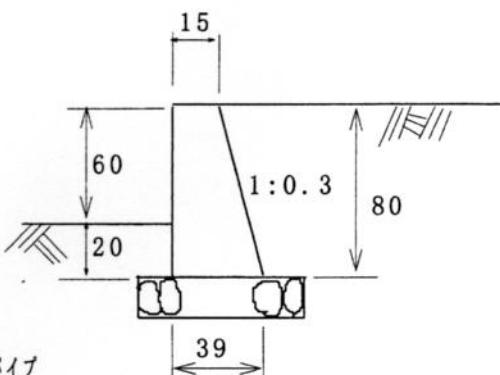
H = 1.5 m 以下



H = 1.0 m 以下



H = 0.6 m 以下



(注)

- 1 裏込め材（再生碎石等）厚 30 センチメートル以上
- 2 基礎栗石（又は再生碎石等）厚 15 センチメートル以上
- 3 不浸透層はコンクリート又は粘土とし、厚 5 センチメートル以上
- 4 水抜きパイプ内径 75 ミリメートルで 1 か所／3 平方メートル
- 5 載荷重なし

## 第4 練積造擁壁

### (1) 練積造擁壁の基準

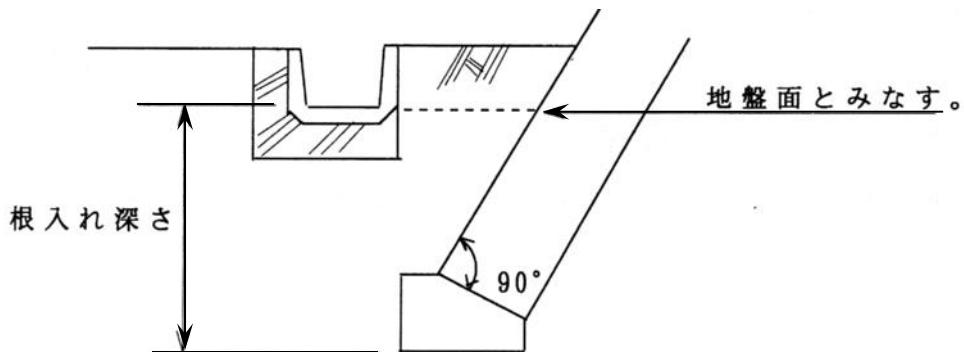
擁壁上端に続く地盤線が水平で、擁壁に作用する載荷重は、木造2階建て相当の載荷重を想定したものであるため、現地の状況がこの条件を超える場合は、安定計算書等により安全性を検討したうえ、必要に応じて、裏込コンクリートの厚さを増す等の措置を講じなければならない。

### (2) 盛土部に設ける擁壁

切土の場合のように均一な土質を想定して定められたものであるため、大規模な造成地で、盛土の土質が異なるために均一な締め固めが望めない場合や、小規模な造成でもくさび状の盛土が行われる場合等、不安定になり易い盛土部分に設ける擁壁は、別表1に示されている第三種の土質として設計するのが望ましい。

### (3) 基礎の形状及び根入れ深さ

擁壁ぐみと基礎の接する面は、擁壁のり勾配と直角になるようにすること。根入れ深さは、擁壁前面の地盤面から基礎の底面まで示すものであるが、実施にあたっては、地盤面から擁壁ぐみの下端までを根入れ深さとみなすことが望ましい。なお、擁壁前面に側溝等がある場合は、側溝底面を地盤面とみなすこと。



### (4) 拥壁の水抜き孔

水抜き孔の数は、壁面のどの部分をとっても3平方メートル以内に1か所の割合で設けること。擁壁の下部や、ゆう水等のある箇所に必要に応じて配置すること。

## 第5 宅地造成工事の設計

この節に定めるもののほか、宅地造成工事の設計にあたっては宅地防災マニュアルによること。

## 第9章 危険区域内での開発行為の禁止

開発区域の一部又は全部が次の開発不適地を含む場合は、法第33条第8号第1項のただし書の規定に該当するときを除き、開発行為を不許可とする。

### (1) 建築基準法第39条第1項の災害危険区域

津波、高潮、出水等による危険の著しい区域として指定された区域で、建築の制限は地方公共団体の静岡県建築基準条例で定められている。

### (2) 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域

地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域及びこれに隣接する区域で、地すべりを助長し、誘発するなどのおそれのある区域である。

### (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、崩壊のおそれのある急傾斜地について、急傾斜地崩壊危険区域の指定がされる。さらに、急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、当該法律の第19条の規定により、建築基準法第39条第1項の災害危険区域に指定される。

### (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項の土砂災害特別警戒区域

土砂等の崩壊によって、住宅等の建築物が倒壊し、住んでいる人の生命や身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域である。

# 第 10 章 環境保全

## 第 1 節 適用範囲

樹木の保存、表土の保全等の対象となる開発行為の規模は、1 ヘクタール以上とする。

## 第 2 節 樹木の保全

### 第 1 保存すべき樹木等

- (1) 高さ 10 メートル以上の健全な樹木（以下「保存対象樹木」という。）又は高さ 5 メートル以上の樹木が 300 平方メートル以上の集団（以下「樹林地」という。）をなしている場合、保存計画の対象とすること。
- (2) 開発規模が 50 ヘクタール以上の場合は、自然環境保全調査を実施し、これにより保存を要する自生植物群落、特異地形地質、動物集団生息地等がある場合は、その区域を緑地として保存すること。

### 第 2 保存緑地の面積

開発区域の面積が 1 ヘクタール以上で、その区域内に樹林地がある場合は、開発区域の面積の 3 パーセント以上に相当する面積の樹林地を緑地として配置する等により保存すること。ただし、開発行為の目的、開発区域の規模、形状、周辺の状況、土地の地形、予定建築物等の用途、敷地の規模、配置等と、樹林地の位置を勘案してやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

### 第 3 保存の措置

- (1) 保存の措置は、保存対象樹木又は樹林地を現状のままで存置させておくこと。なお、第 2 のただし書の規定は本文の規定に準用する。
- (2) 保存対象樹木又は樹林地の存する土地は枝張りの垂直投影面下について、切土又は盛土を行わないこと。

### 第 4 保存緑地の帰属

次に掲げる要件に該当する緑地は、市に帰属することができる。

- (1) 良好的樹林帯を形成していること。
- (2) 保存緑地の傾斜が 30 度以下であること。
- (3) 保存緑地の周囲に管理用道路が配置されていること。

## 第5 費用負担の期間

市へ帰属した保存緑地の維持管理に要する費用は、開発行為の完了公告の翌日から、要綱に定める期間は開発者が負担するものとする。

## 第3節 表土の保全等

### 第1 表土の保全

切土又は盛土の高さが1メートルを超える、かつ、切土又は盛土を行う土地の面積の合計が1,000平方メートル以上の場合には、表土を保全すること。ただし、道路の路面の部分その他の植栽の必要のないことが明らかな部分及び植物の生育が確保される部分を除く。

### 第2 表土の保全方法

表土の保全は、おおむね次の方法によること。

#### (1) 表土の復元

開発区域内の表土を造成工事中まとめて保存し、粗造成が終了する段階で、必要な部分に30センチメートルから50センチメートルまでの厚さで復元することをいう。

#### (2) 客土

地下室工事等で不要となる表土を採取し、その表土を開発区域内の必要な部分に覆うことをいう。

#### (3) 土壌の改良

土壌改良剤及び肥料を与え、耕起することをいう。

#### (4) その他の方法

表土の復元又は客土等の措置を講じてもなお植物の生育を確保することが困難であるような土質の場合には、その他の措置として次のような措置をあわせて講ずるものとする。

ア リッパーによる引かきで土壌を膨軟にする。

イ 粘土ならしにより保水性の悪い土壌を改良する。

# 第 11 章 緩衝帯

## 第 1 緩衝帯の設置

工場、第一種特定工作物、その他の騒音、振動等により環境の悪化をもたらすおそれのある建築物等を建築することを主たる目的とする開発区域で、開発区域の面積が 1 ヘクタール以上の場合には、緑地帯その他の緩衝帯を設置すること。

## 第 2 緩衝帯の幅員

緩衝帯の幅員は、次の表のとおりとする。

面 積	幅 員
1.0 ha 以上 1.5 ha 未満	4.0 m 以上
1.5 ha 以上 5.0 ha 未満	5.0 m 以上
5.0 ha 以上 15.0 ha 未満	10.0 m 以上
15.0 ha 以上 25.0 ha 未満	15.0 m 以上
25.0 ha 以上	20.0 m 以上

## 第 3 緩衝帯の配置

- (1) 緩衝帯は、開発区域の境界に沿ってその内側に配置すること。
- (2) 緩衝帯の構造は、開発許可の段階で具体的な騒音源、振動源等を先行的に把握できないため、開発区域内にその用地を確保しておくこと。

## 第 4 緩衝帯の構造

- (1) 緩衝帯は、緩衝帯の境界に縁石を設置し、境界杭を打ち込む等の方法により境界を明確にすること。
- (2) 緩衝帯は、都市景観及び環境保全上、緑地帯とするよう努めること。

## 第 5 緩衝帯設置の例外

公園、緑地、河川等の緩衝効果のあるものが隣接する部分については緩衝帯の幅員を減少し、又は緩衝帯を設置しないことができる。この場合において、緩衝効果のあるものの幅員の 2 分の 1 を緩衝帯の幅員から減ずるものとする。

## 第 6 既存工場の増設等の場合

既存の工場、第一種特定工作物等の敷地を拡張し、全体の面積が 1 ヘクタール以上となる開発行為にあっては、既存部分も合わせた敷地面積に応じた緩衝帯の幅員とし、増設部分のほか、既設部分についてもできるだけ緩衝帯を設置すること。この場合において、既存建築物の配置により、規定の緩衝帯の幅員が確保できないときには、建て替え時に緩衝帯を確保すること。

## 第12章 輸送施設

開発区域の規模が 40 ヘクタール以上の開発行為の許可にあって、特に必要があると認められる場合は、鉄道施設又は路線バス施設の経営者と協議し、当該開発区域内に各施設の用地の確保等の措置を講ずること。

# 第13章 工事期間中の災害防止の措置

## 第1 工事期間中の災害防止

次の措置の内容を具体的に明示すること。

- (1) 開発行為の施工中、土質の変化、ゆう水、地盤沈下その他の災害が生じた場合の措置
- (2) 気象条件の急変により、災害発生のおそれが生じた場合の措置
- (3) 丘陵地での造成を行う場合、土砂の流出及び出水の防止を図るための措置
- (4) 部外者の開発区域内への立入禁止に関する措置

## 第2 交通公害対策

次の事項について、あらかじめ関係機関との協議が済んでいること。

- (1) 土砂運搬ルートの選定
- (2) 通学路における安全確保
- (3) 交通規制
- (4) 資材運搬道路の補修及び清掃対策
- (5) 開発区域周辺の砂じん飛散、騒音対策
- (6) その他交通安全対策のこと

### 附 則（平成8年告示第9号）

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

### 附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この告示は、平成13年8月1日から施行する。

### 附 則（平成19年3月12日告示第18号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成20年3月28日告示第38号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則（平成24年3月30日告示第47号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則（平成24年10月1日告示第215号）

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第86号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第69号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月27日告示第19号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第97号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月27日告示第232号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年12月1日告示第240号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の藤枝市開発許可技術的指導基準の規定は、令和8年4月1日以後に認定申請を行う優良田園住宅建設計画に係る開発行為から適用するものとし、同日前に認定申請を行う優良田園住宅建設計画に係る開発行為については、なお従前の例による。

## 参 考 资 料

## 《 静岡県建築基準条例による道路規定 》

予定建築物の用途または、延床面積に応じ、静岡県建築基準条例では、下記抜粋のとおりの規程となっているため、道路計画および接道計画の際は、整合を図り計画すること。

### (敷地と道路との関係)

第5条 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。)が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路上に、次の表の左欄に掲げる建築物の延べ面積の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる長さ以上接しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の互いに近接しない2以上の部分が道路に接する場合においては、当該建築物の敷地の道路に接する長さは、その一の部分にあっては4メートル以上、その他の部分(その他の部分が2以上ある場合は、その部分の道路に接する長さの最大のもの)にあっては同表の右欄に掲げる数値の2分の1以上とすることができます。

建築物の延べ面積	長さ
1,000 平方メートルを超え 1,500 平方メートル以下のもの	6 メートル
1,500 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以下のもの	8 メートル
3,000 平方メートルを超えるもの	10 メートル

2 前項の規定は、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で知事が安全上支障がないと認めるときは、適用しない。

### (路地状敷地の建築の制限)

第12条 特殊建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えて、1,000平方メートル以下のものに限る。)の敷地で路地状の部分のみによつて道路に接するものは、道路に4メートル(当該路地状の部分の長さが30メートルを超える場合は、6メートル)以上接しなければならない。

2 特殊建築物(その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものに限る。)の敷地で、路地状の部分のみによつて道路に接し、かつ、当該路地状の部分の長さが30メートルを超えるものについて第5条第1項ただし書の規定を適用する場合には、同項ただし書中「4メートル」とあるのは、「6メートル」とする。

3 前2項の規定は、当該敷地に接して公共空地があり知事が安全上支障がないと

認める場合は、適用しない。

**【解説】** 建築物の敷地の接道長さについては、第5条で規定しているが、特殊建築物はその用途および使用上の特殊性から、より安全が要求されるため、原則として路地状敷地に建築することを禁止している。

ただし書きは、路地状の部分の幅が広い場合または公共空地に接しており、避難上、通行上の安全が確保できる場合についての緩和である。

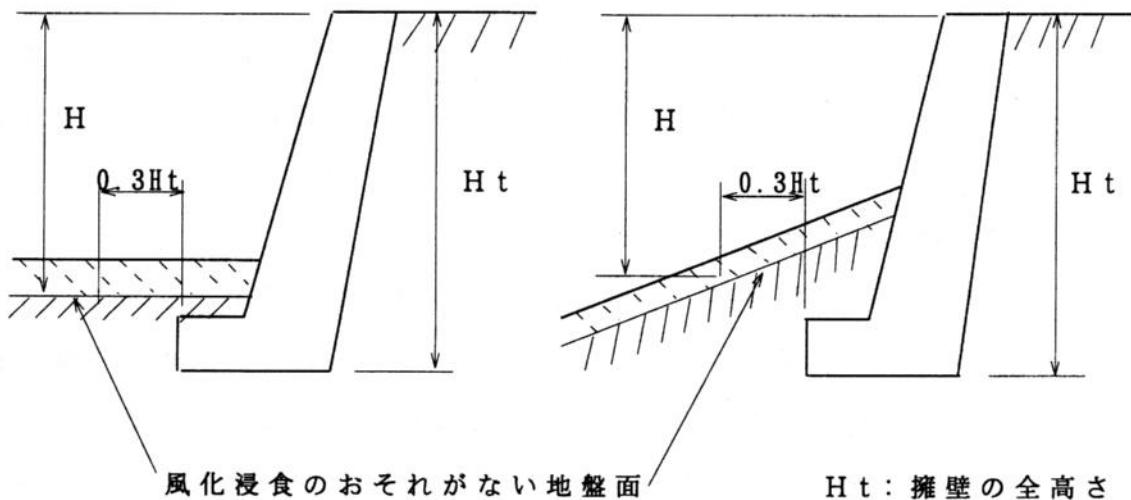
#### (敷地と道路との関係)

**第13条** 次の表の左欄に掲げる特殊建築物の敷地は、同表の中欄に掲げるその用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる幅員以上の幅員を有する道路に接しなければならない。ただし、道路に沿って設けられ、これと一体として利用可能な空地があり知事が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

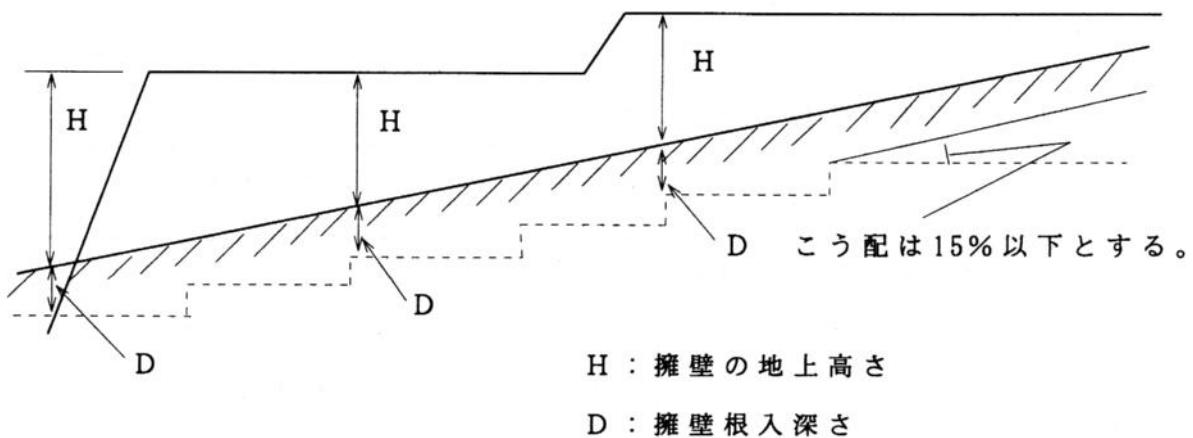
種類	床面積の合計	幅員
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、体育館、ボーリング場、水泳場、スポーツの練習場又は遊技場の用途に供する建築物	300 平方メートルを超えるもの	6 メートル
	1,000 平方メートルを超えるもの	8 メートル
物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	500 平方メートルを超えるもの	6 メートル
	1,500 平方メートルを超えるもの	8 メートル
倉庫又は荷貨物集配所の用途に供する建築物	500 平方メートルを超えるもの	6 メートル
自動車車庫、自動車修理工場又は自動車洗車場の用途に供する建築物	300 平方メートルを超えるもの	6 メートル

## 《擁壁の設置基準》

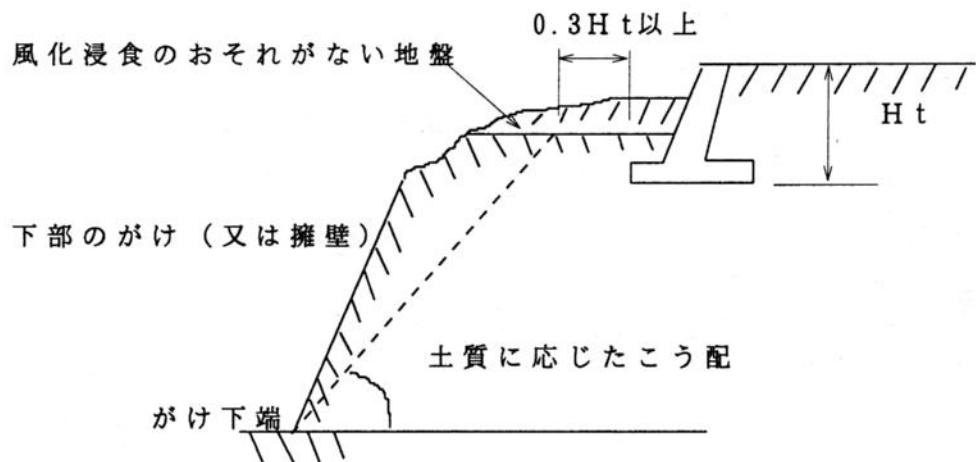
- (1) 擁壁前方の地盤が傾斜している場合及び風化浸食するおそれがある場合は、擁壁の前端から擁壁の全高さの0.3倍の距離の部分の風化浸食のおそれがない地盤面を擁壁前方の地盤高とみなし、擁壁の根入れ深さ及び擁壁の高さを定める。



- (2) 斜面に沿って擁壁を設置する場合は、擁壁の底面は、段切りによって水平にする。やむを得ない場合は、100分の15以下の勾配とする。

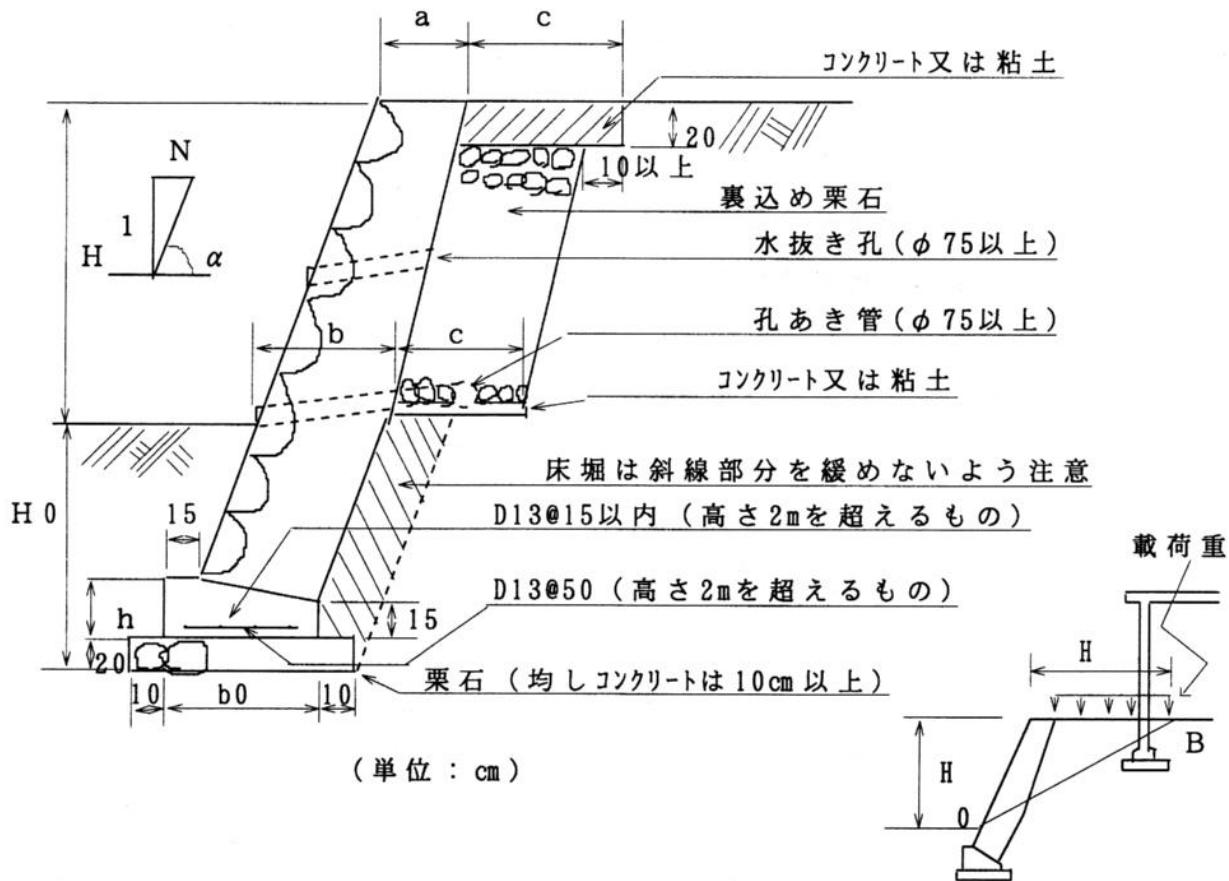


(3) 擁壁の下方に崖又は別の擁壁がある場合は、擁壁前端から擁壁の全高さの0.3倍の距離の風化浸食のおそれがない地盤面が、下方の崖又は擁壁の下端をとおり土質に応じて、宅地造成等規制法施行令第5条第1項別表第1下欄（擁壁を要する勾配の下限）の角度の勾配の線よりも下にあるように擁壁を設置する。ただし、擁壁の設置位置が、前記の要件を満たさないときは、一体の崖として地盤、擁壁等の安全について確かめる。



- (4) 擁壁は、長さ 15 メートル以内ごとに伸縮目地を設けるか、又は積分けをする。また、地盤の状況、工法等を異にする場合も同様とする。
- (5) 擁壁の基礎又は基礎地盤が次の各号の一に該当する場合は、擁壁を含む地盤全体の破壊（円弧すべり等）に対する安全を確かめる。
- ア 高さ 3 メートルを超える擁壁で地盤沈下又は擁壁基礎のすべりを防止するため杭を必要とする場合
- イ 擁壁の基礎地盤の下方に軟弱地盤がある場合

## 練積み造り擁壁の標準構造図



### 注意事項

- (1) 各部の寸法は、標準構造図によるほか、背面土の種別に応じて別表1の各寸法表によって決める。ただし、基礎寸法表は、基礎の地盤が第一種又は第二種に適用し、第三種の場合は、安全を確かめてから基礎の構造、寸法を決める。
- (2) 組積材の控長さは、30センチメートル以上とする。
- (3) 水抜き孔は、耐水性のある材料を使用し、内径7.5センチメートル以上のものを、3平方メートルに1か所以上設ける。
- (4) ゆう水等のある箇所には、裏込栗石層に沿って孔あき管を設け、擁壁背面のゆう水等を擁壁前面に有効に排水できる構造とする。
- (5) 地業に割栗石又は栗石を使用する場合は、その空隙を、砂又は砂利で埋め、突き固める。
- (6) 高さ2メートルを超える擁壁の基礎には、できるだけ縦方向に直径13ミリメートル以上の鉄筋を15センチメートル以内の間隔で配筋する。
- (7) 拥壁背面の載荷重は、木造2階建て相当の載荷重を想定しているので、これを超える場合は、上図線分OBよりも下に基礎を設ける。

別表 1  
寸法表 I (第一種土質)

(単位 : cm)

前面 勾配		N						裏込栗石幅	根入 れ深さ	
		0.3 ( $75^\circ > \alpha \geq 70^\circ$ )		0.4 ( $70^\circ > \alpha \geq 65^\circ$ )		0.5 ( $65^\circ > \alpha$ )				
各 部		a	b	a	b	a	b	c	c	
直 高 .. H	H ≤ 2m	40	40	40	40	40	40	30	60	30
	2m < H ≤ 3m	40	50	40	45	40	40	30	60	45
	3m < H ≤ 4m			40	50	40	45	30	80	60
	4m < H ≤ 5m					40	60	30	100	75

寸法表 II (第二種土質)

(単位 : cm)

前面 勾配		N						裏込栗石幅	根入 れ深さ	
		0.3 ( $75^\circ > \alpha \geq 70^\circ$ )		0.4 ( $70^\circ > \alpha \geq 65^\circ$ )		0.5 ( $65^\circ > \alpha$ )				
各 部		a	b	a	b	a	b	c	c	
直 高 .. H	H ≤ 2m	40	50	40	45	40	40	30	60	35
	2m < H ≤ 3m	40	70	40	60	40	50	30	60	45
	3m < H ≤ 4m			40	75	40	65	30	80	60
	4m < H ≤ 5m					40	80	30	100	75

寸法表 III (第三種土質)

(単位 : cm)

前面 勾配		N						裏込栗石幅	根入 れ深さ	
		0.3 ( $75^\circ > \alpha \geq 70^\circ$ )		0.4 ( $70^\circ > \alpha \geq 65^\circ$ )		0.5 ( $65^\circ > \alpha$ )				
各 部		a	b	a	b	a	b	c	c	
直 高 .. H	H ≤ 2m	70	85	70	75	70	70	30	60	45
	2m < H ≤ 3m	70	90	70	85	70	80	30	60	60
	3m < H ≤ 4m			70	105	70	95	30	80	80
	4m < H ≤ 5m					70	120	30	100	100

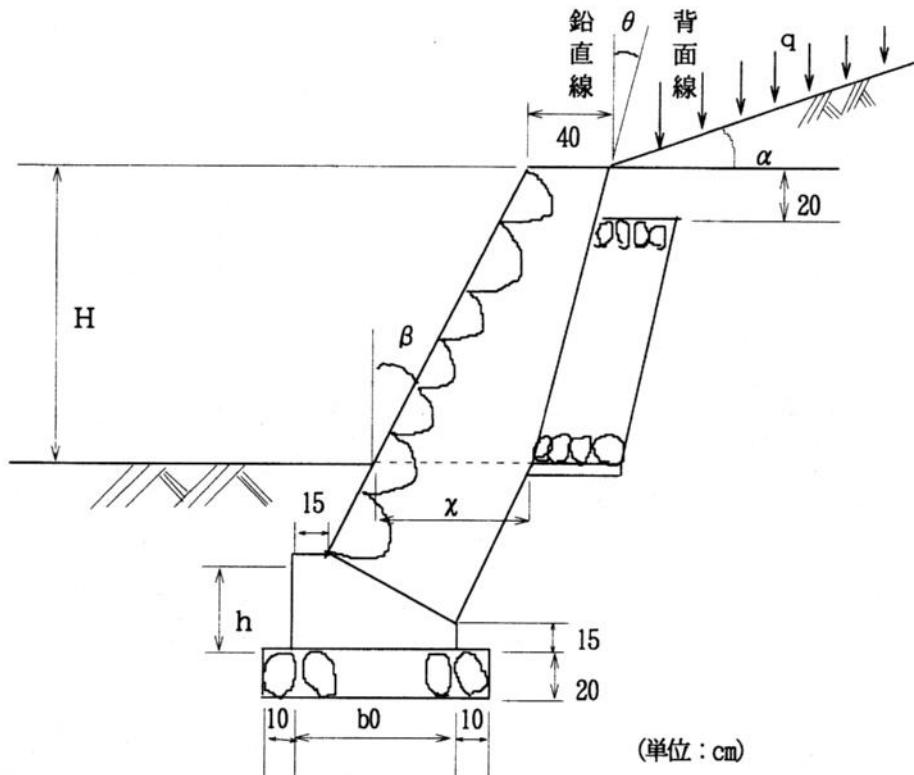
基礎寸法表

(単位 : cm)

前面勾配		1 : 0.3		1 : 0.4		1 : 0.5			
	寸法	基礎幅 (b 0)	基礎高 (h)	基礎幅 (b 0)	基礎高 (h)	基礎幅 (b 0)	基礎高 (h)		
下 端 幅 (b)	40	52	26	50	29	47	32		
	45	57	28	54	31	51	33		
	50	61	29	59	33	55	35		
	60	71	32	67	36	63	39		
	65	75	33	71	38	67	41		
	70	80	35	76	40	71	43		
	75	84	36	80	41	75	45		
	80	89	37	84	43	79	47		
	85	93	39	89	45	83	49		
	90	98	40	93	47	87	51		
	95	103	42	97	48	91	53		
	105	112	44	106	52	99	57		
	120	126	48	119	57	111	63		

土質区分	土質名称
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利まじり砂
第二種	真砂層、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの
第三種	その他の土質

## 擁壁の上方に土羽がある場合等の練積み造り擁壁の構造計算



根入れ深さ、裏込石幅など各部の寸法は、別表1の寸法表によるものとする。  
ただし、 $\chi$ （単位m）については、次式を満足し、かつ別表1の寸法表の擁壁下端部分の厚さ（b）以上として、断面の形状を決定する。

$$(1) \quad \theta = \tan^{-1} \left( \frac{\chi - 0.4 - H \tan \beta}{H} \right), \text{ 又は } \tan \theta = \left( \frac{\chi - 0.4 - H \tan \beta}{H} \right)$$

$$(2) \quad KA = \left[ \frac{\cos(\phi - \theta)}{\cos \theta \left[ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi - \theta) \cdot \sin(\phi - \alpha)}{\cos(\alpha - \theta)}} \right]} \right]^2$$

$$(3) \quad \frac{4.6(H \tan \beta)^2 + 5.52(H \tan \beta + 0.2) + 6.9H \tan \theta \left( H \tan \beta + \frac{1}{3}H \tan \theta + 0.4 \right)}{KA \cdot H \cdot (1.6H + 3q)} \geq 1.5$$

ただし、 $\phi < 0$ となる場合は、 $\sin(\phi - \alpha) = 0$ とする。

ここで  $\chi$  : 拠壁下端部分の厚さ (m)  $\beta$  : 拠壁前面と鉛直面のなす角度

$H$  : 拠壁の鉛直の高さ (m)

$\phi$  : 背面土の内部摩擦角

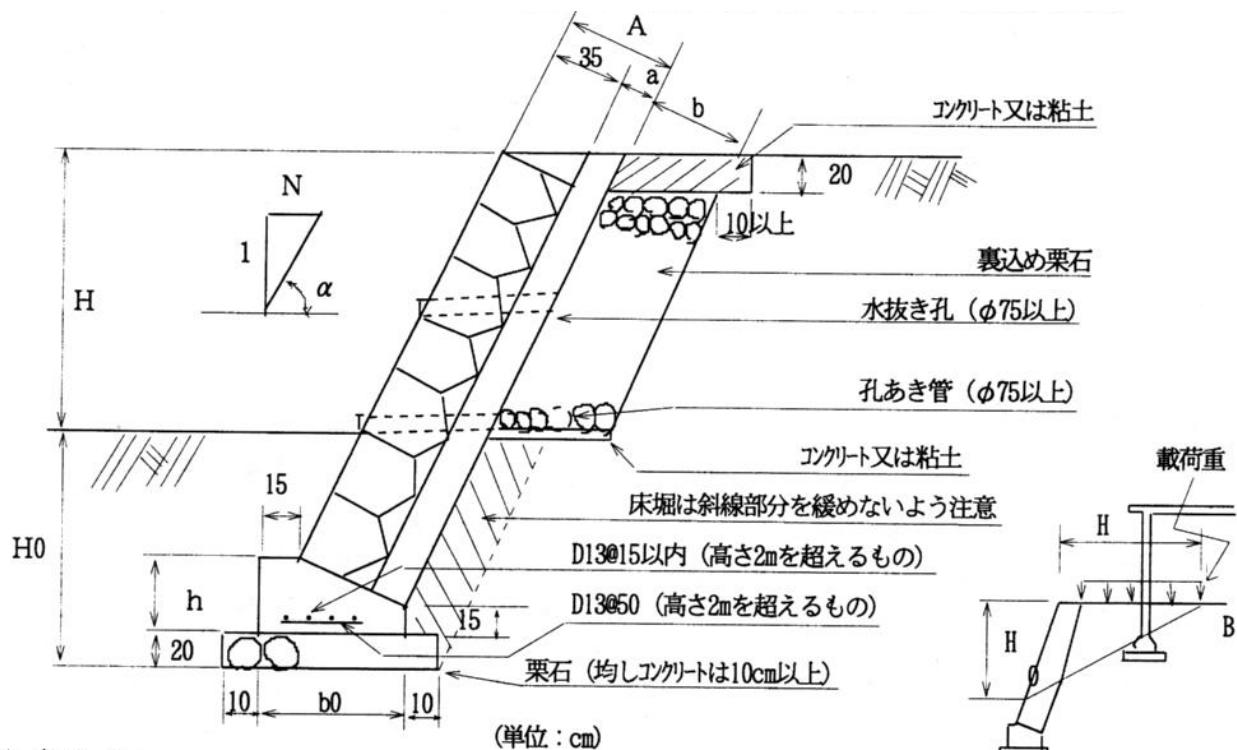
$q$  : 拠壁背面の載荷重 ( $t/m^2$ )

$KA$  : 主働土圧係数

$\alpha$  : 地表面と水平面のなす角度

$\theta$  : 拠壁背面と鉛直面のなす角度 (逆時計回りを正とする。)

## コンクリートブロックを用いた練積み造り擁壁の標準構造図



### 注意事項

- (1) 各部の寸法は標準構造図によるほか、背面土の内部摩擦角（ $\phi$ ）に応じて、別表2の各寸法表によって決める。ただし、基礎寸法表は、基礎地盤の内部摩擦角が30度以上の場合に適用し、内部摩擦角が30度未満の場合にあっては、安全を確かめてから基礎の構造、寸法を決める。
- (2) 壁体の厚さ(A)は、コンクリートブロックの控長さに、裏コンクリートの厚さ(a)を加えたものとし、コンクリートブロックは、昭和40年6月14日付建設省告示第1485号によるものとする。
- (3) 水抜き孔は、耐水性のある材料を使用し、内径7.5センチメートル以上のものを、3平方メートルに1か所以上設ける。
- (4) ゆう水等のある箇所には、裏込栗石層に沿って孔あき管を設け、擁壁背面のゆう水等を擁壁前面に有效地に排水できる構造とする。
- (5) 地業に割栗石又は栗石を使用する場合は、その空げきを砂又は砂利で埋め突き固める。
- (6) 高さ2メートルを超える擁壁の基礎には、できるだけ縦方向に直径13ミリメートル以上の鉄筋を15センチメートル以内の間隔に配筋する。
- (7) 拠壁背面の載荷重は、木造2階建て相当の載荷重を想定しているので、これを超える場合は、上図線分OBよりも下に基礎を設ける。

別表 2

寸法表 ( $20^\circ \leq \phi$  (内部摩擦角)  $< 30^\circ$ )

(単位 : cm)

前面 勾配	N						裏込栗 石幅	根入れ 深さ
	0.3 ( $75^\circ > \alpha \geq 70^\circ$ )		0.4 ( $70^\circ > \alpha \geq 65^\circ$ )		0.5 ( $65^\circ > \alpha$ )			
各部寸法	壁体の厚さ	裏コンクリートの厚さ	壁体の厚さ	裏コンクリートの厚さ	壁体の厚さ	裏コンクリートの厚さ	切土	盛土
直高 (H)	(A)	(a)	(A)	(a)	(A)	(a)	(b)	(b)
H ≤ 1.0m	35	0	35	0	35	0	30	60
1.0m < H ≤ 1.5m			45	10	35	0	30	60
1.5m < H ≤ 2.0m					45	10	30	60

寸法表 ( $30^\circ \leq \phi < 40^\circ$ )

(単位 : cm)

前面 勾配	N						裏込栗 石幅	根入れ 深さ
	0.3 ( $75^\circ > \alpha \geq 70^\circ$ )		0.4 ( $70^\circ > \alpha \geq 65^\circ$ )		0.5 ( $65^\circ > \alpha$ )			
各部寸法	壁体の厚さ	裏コンクリートの厚さ	壁体の厚さ	裏コンクリートの厚さ	壁体の厚さ	裏コンクリートの厚さ	切土	盛土
直高 (H)	(A)	(a)	(A)	(a)	(A)	(a)	(b)	(b)
H ≤ 1.5m	35	0	35	0	35	0	30	60
1.5m < H ≤ 2.0m			35	0	35	0	30	60
2.0m < H ≤ 2.5m			40	5	35	0	30	60
2.5m < H ≤ 3.0m					35	0	30	60
3.0m < H ≤ 3.5m					40	5	30	70

寸法表 ( $40^\circ \leq \phi$ )

(単位 : cm)

前面 勾配	N						裏込栗 石幅	根入れ 深さ
	0.3 ( $75^\circ > \alpha \geq 70^\circ$ )		0.4 ( $70^\circ > \alpha \geq 65^\circ$ )		0.5 ( $65^\circ > \alpha$ )			
各部寸法	壁体の厚さ	裏コンクリートの厚さ	壁体の厚さ	裏コンクリートの厚さ	壁体の厚さ	裏コンクリートの厚さ	切土	盛土
直高 (H)	(A)	(a)	(A)	(a)	(A)	(a)	(b)	(b)
H ≤ 2.0m	35	0	35	0	35	0	30	60
2.0m < H ≤ 2.5m	40	5	35	0	35	0	30	60
2.5m < H ≤ 3.0m			35	0	35	0	30	60
3.0m < H ≤ 3.5m			35	0	35	0	30	70
3.5m < H ≤ 4.0m			40	5	35	0	30	80
4.0m < H ≤ 4.5m			40	5	35	0	30	90
4.5m < H ≤ 5.0m					35	0	30	100

基礎寸法表

(単位 : cm)

前面勾配	1 : 0.3	1 : 0.4	1 : 0.5
各部寸法	基礎幅	基礎高	基礎幅
壁体の厚さ (A)	(b 0)	(h)	(b 0)
35	49	25	48
40	54	27	53
45	59	28	57
			32
			30
			56
			36